

日田市都市計画マスタープラン

～ HITA city planning master plan ～

目 次

～ 都市計画マスタープランの構成 ～

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 位置づけと役割	1
3. 見直しの背景	2

第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系	7
2. 将来のあるべき都市像	8
3. まちの課題と市民の意向	14
4. まちづくりの基本方針	22

第3章 全 体 構 想

1. 土地利用の方針	25
2. 交通体系の方針	30
3. 公園緑地の方針	34
4. 都市施設の方針	38
5. 景 観 の 方 針	40
6. 防 災 の 方 針	41
7. その他の方針	42

第4章 地 区 別 構 想

1. 地区分けの設定	44
2. 地区別構想（20 地区）	
① 咸宜地区	45
② 桂林地区	51
③ 日隈地区	57
④ 若宮地区	63
⑤ 三芳地区	69
⑥ 高瀬地区	75
⑦ 五和地区	81
⑧ 光岡地区	87
⑨ 朝日地区	93
⑩ 三花地区	99
⑪ 西有田地区	105
⑫ 東有田地区	111
⑬ 小野地区	117
⑭ 大鶴地区	123
⑮ 夜明地区	129
⑯ 前津江地区	135
⑰ 中津江地区	141
⑱ 上津江地区	147
⑲ 大山地区	153
⑳ 天瀬地区	159

第5章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり	166
2. マスタープランの見直し	168

資 料 編

① 計画の見直し体制について	170
② 見直しの経過について	171
③ 見直し検討委員会について	174

日田市都市計画マスタープランの構成

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 位置づけと役割
3. 見直しの背景

都市計画マスタープランは、都市計画法の主旨に基づき、長期的な見通しをもって定める必要があるため、位置づけや役割、目的を明確にすることで一体的な取り組みを促進します。

第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系
2. 将来のあるべき都市像
3. まちの課題と市民の意向
4. まちづくりの基本方針

“将来のまちの姿”を示します。
地域の現況や課題を把握し、市民の意向・意見等を反映することで、将来の都市像の実現に向けた方向性を定めます。

第3章 全体構想

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の方針
3. 公園緑地の方針
4. 都市施設の方針
5. 景観の方針
6. 防災の方針
7. その他の方針

市全域を対象として、土地利用や交通体系公園緑地等の自然環境、上下水道等の都市施設、景観、防災等、都市を構成している各要素の基本的方針を定めます。

第4章 地区別構想

1. 地区分けの設定
2. 地区別構想（20地区）

地域における現況や課題、地域にある資源や特性等を考慮しながら、地区毎に“まちづくりの基本的な方針”を定めます。

第5章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり
2. マスタープランの見直し

見直した基本方針の実現に向けて、市民・事業主・行政が役割を認識しながら一体となって取り組んでいくための方向性を示します。

資料編

- ① 計画の見直し体制について
- ② 見直しの経過について
- ③ 見直し検討委員会について

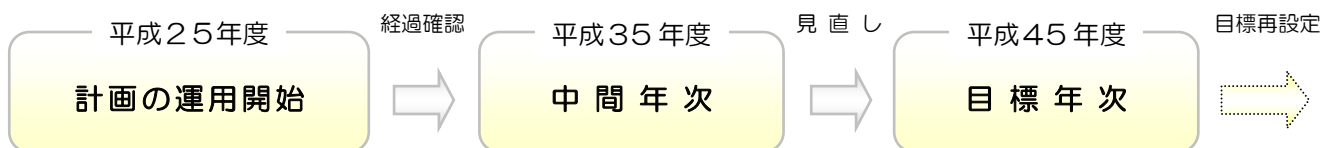
都市計画マスタープランの見直しに際して実施した検討委員会や計画見直しの経過等について、参考資料を添付しています。

1. 都市計画マスタープランとは

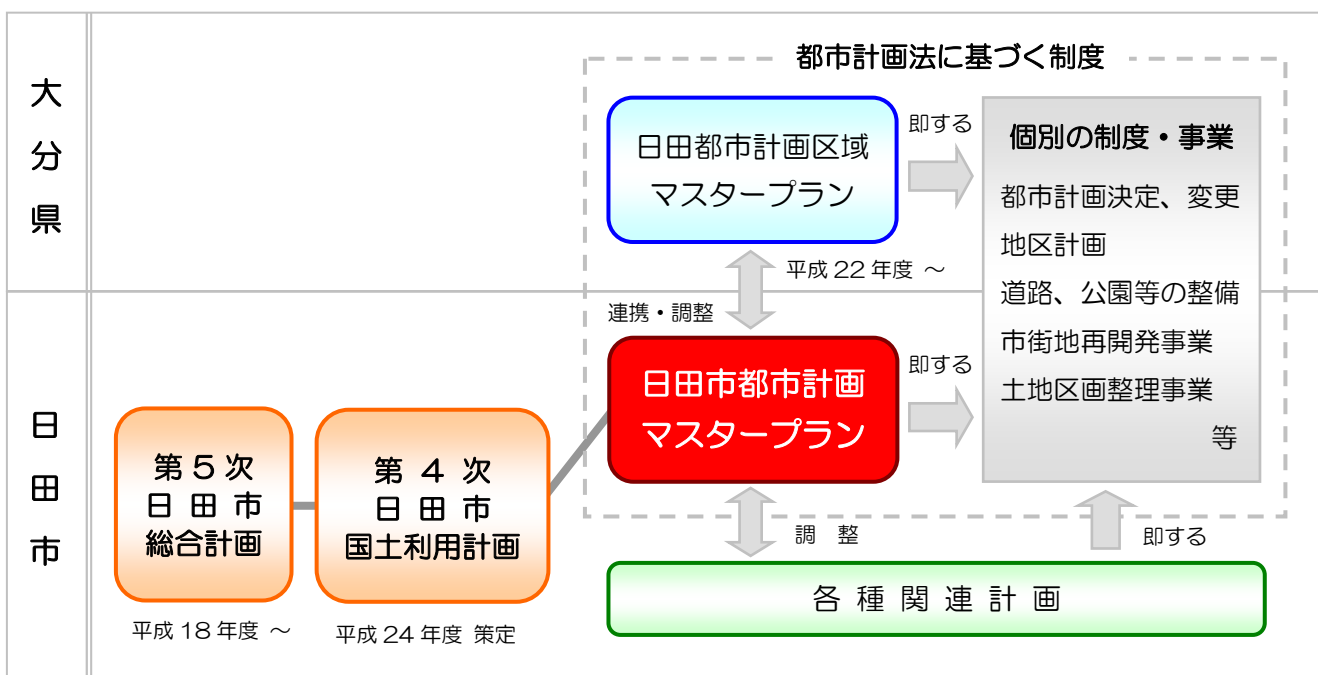
- 都市計画法第 18 条の 2 に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。
- 市民の皆さんの意見を反映しながら、“日田市における将来の都市像”の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針等を定めます。
- 土地の利用方法や道路・公園・上下水道等の施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災等に関する現況や動向を考慮した“長期的なまちづくりの基本構想”です。

2. 位置づけと役割

- 都市計画マスタープランは日田市全域を対象として定めますが、土地利用やまちづくりの骨格となる施設整備等は“長期的な視点に立って計画する必要がある”ことから、おおむね 20 年後の“あるべき姿”を描くことを目標として、『平成 45 年（2033 年）』までの計画とします。



- まちづくりの最上位計画である『第 5 次日田市総合計画』や市全域の土地の利用形態等を示す『第 4 次日田市国土利用計画』、大分県が広域的な観点から計画する『日田都市計画区域マスタープラン』等との調整を図ります。



▲ 都市計画マスタープランの位置づけ

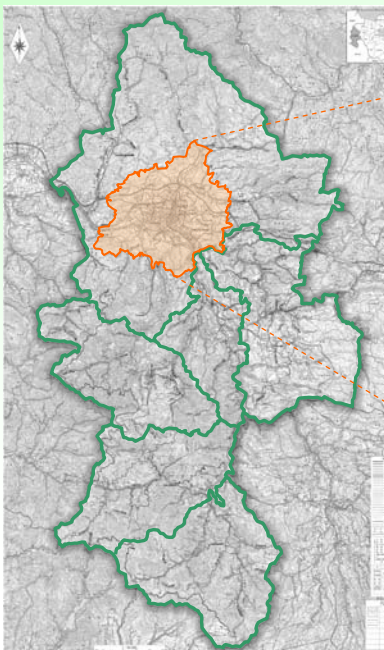
【 マスタープランの役割 】

- ① 長期的な視点に立って、将来の都市像を示します。
 - 都市計画によるまちづくりは、快適で暮らしやすい空間づくりが重要ですが、その実現には時間を要するものであることから、長期的な視野に立って目標を定めます。
 - 計画内容や将来の都市像の目標を、住民の皆さんに分かりやすく表現し、実現に向けての道筋を示します。
- ② 都市計画マスタープランに基づいて、各種施策を展開します。
 - まちづくりの基礎となる都市計画マスタープランでは、土地利用・交通体系・都市施設の整備・自然環境・景観・防災等に関する基本的な方向性を示していますので、この計画に基づいて、土地利用の誘導や道路・公園・上下水道等に関する施策を展開します。
- ③ 市民と事業主等と行政が協働して取り組みます。
 - 将来の都市像に向けた目標を実現していくためには、行政だけで主導していくのではなく、市民の皆さんや事業主の方々と協働して推進する必要があることから、皆さんからの意見を反映した“日田市都市計画マスタープラン”が重要な役割を担います。

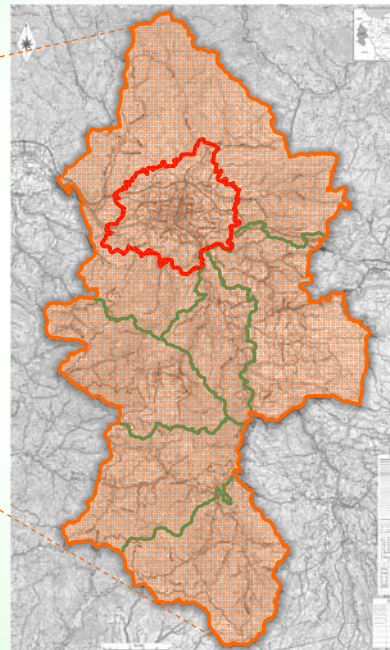
3. 見直しの背景

- ① 市全域を捉えた都市計画の基本的な方針
 - 平成17年3月の市町村合併に伴い、市全域を対象とした都市計画の方向性を定めた基本構想が必要となり、都市計画区域内だけでなく、周辺地域を含めて“都市計画の基本方針”を定め、市域の更なる一体感の醸成を図ります。

計画策定時の対象区域（平成8年3月）



計画見直し時の対象区域（平成25年3月）



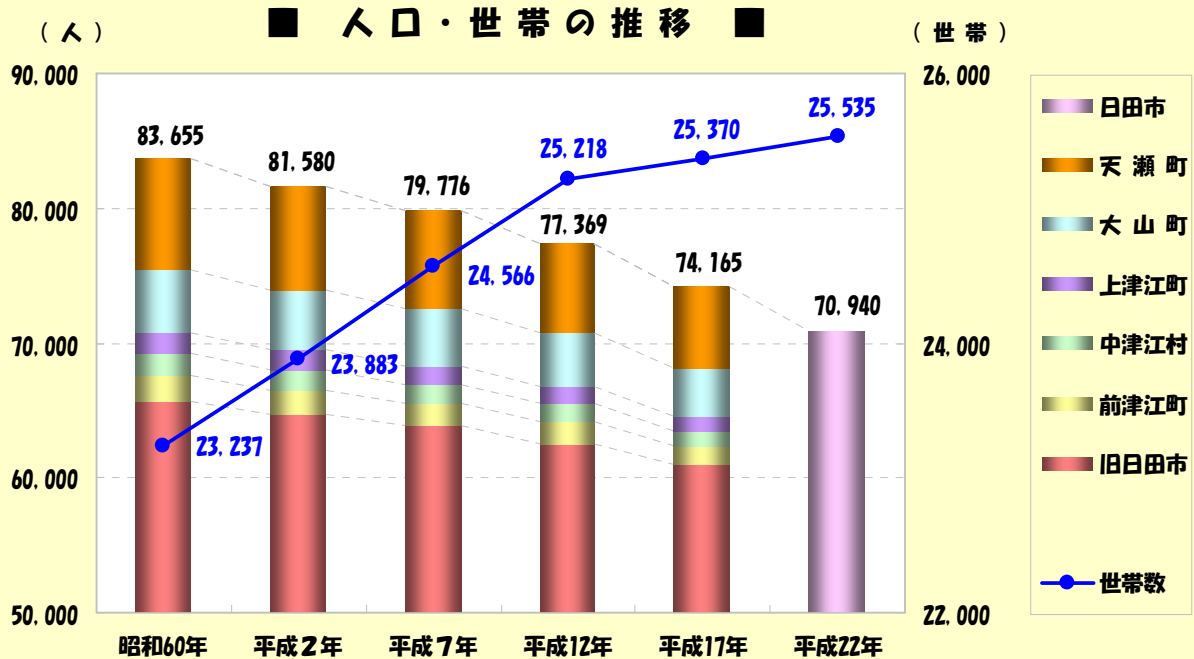
都市計画区域内



日田市全域

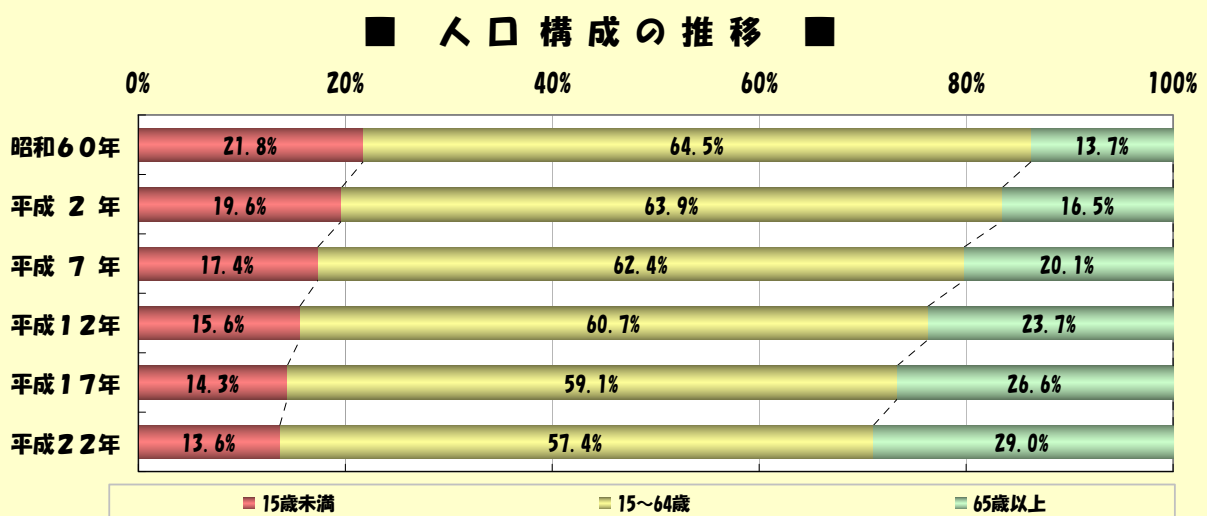
② 市を取り巻く社会経済状況の変化

- 本格的な少子高齢化の到来による人口減少や低迷する経済状況は、日田市においても例外ではなく、市民の移住に伴う減少や偏在及び土地利用形態等が変化しています。
- 市民の多様化した価値観やライフスタイル、安全・安心に対する関心の高まり等により、まちづくりに求められるニーズも一層の高度化・複雑化が進んでいます。



- 昭和60年以降、減少傾向にあり、市町村合併後もその傾向が続いています。
- 人口減少に反比例して世帯数は増加傾向にあり、核家族化等が進行しています。

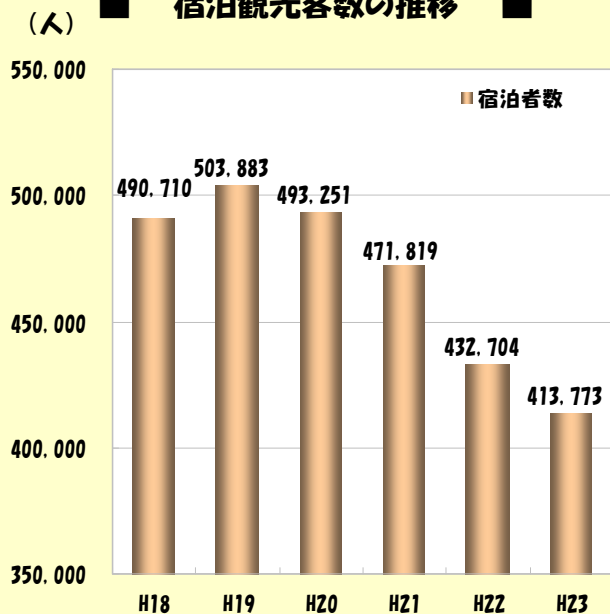
資料：昭和60年～平成22年国勢調査（国勢調査は5年毎に実施）



- 少子高齢化の進行により、平成22年における65歳以上の高齢者比率は29.0%に達しており、今後も増加傾向が続くことが想定されます。

資料：昭和60年～平成22年国勢調査（国勢調査は5年毎に実施）

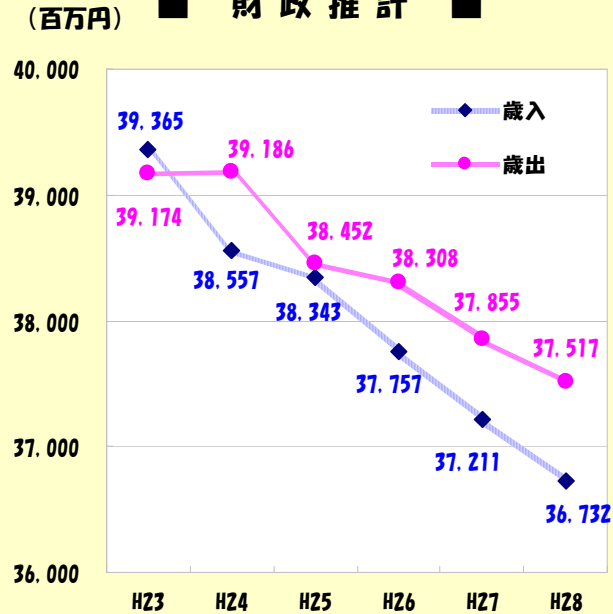
■ 宿泊観光客数の推移 ■



○ 一時的な増加が見られるものの、平成 19 年以降は減少傾向となっています。

資料：日田観光動態調査（平成 23 年度）

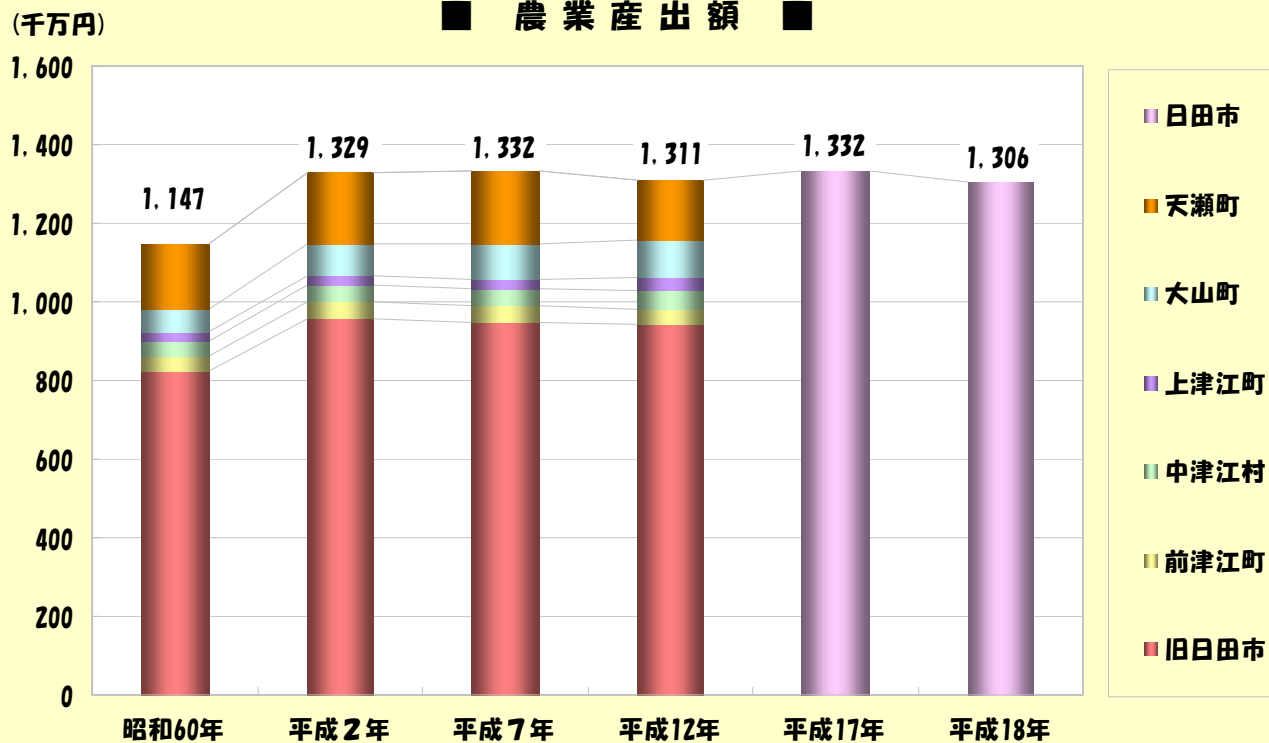
■ 財政推計 ■



○ 歳入・歳出ともに減少傾向にあり、厳しい行財政運営となることが想定されます。

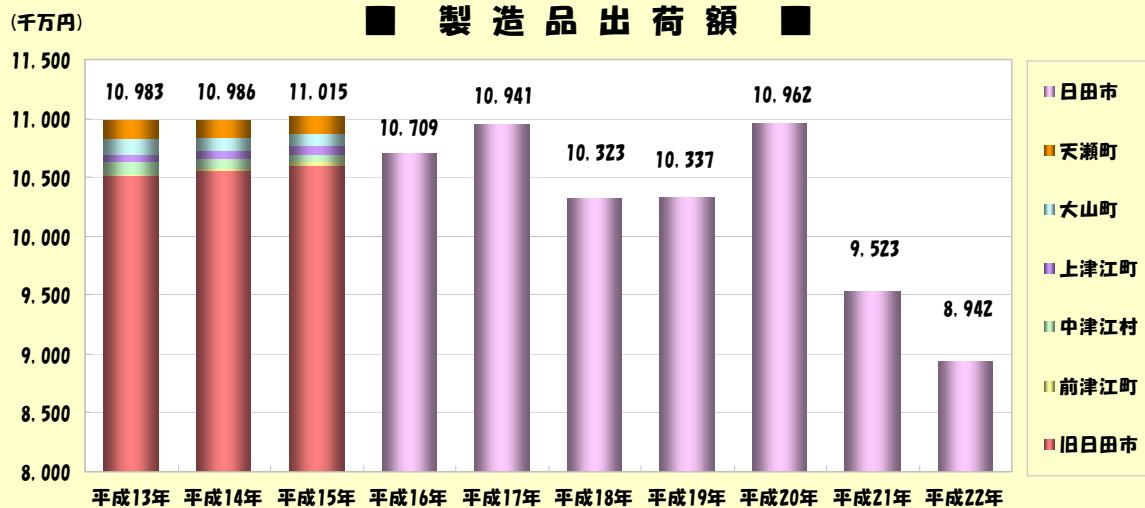
資料：日田市財政推計（平成 23 年度）

■ 農業産出額 ■



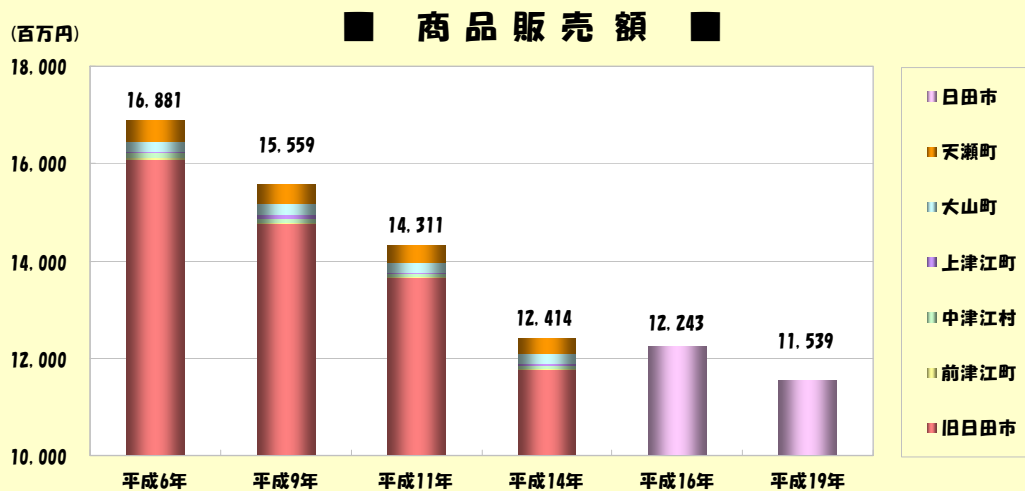
○ 農業産出額は概ね 130 億円前後で推移しています。

資料：大分県統計年鑑（最終公表）



○ 平成13年～20年は約1,000億円程度で推移していますが、近年は減額傾向にあります。

資料：大分県工業統計調査



○ 平成6年以降、減少傾向が続いています。

資料：大分県商業統計調査

③ 経年に伴う都市計画の見直し

- 平成8年3月の計画当初から約15年が経過しており、現況に即していない面があることから、都市施設の整備や人口減少に関する現況・実態の把握による社会経済状況の変化に対応した計画が求められています。

平成8年当時の時代背景

- サッポロビール、小久保製氷冷蔵等の企業進出が相次ぐ
- 大分自動車道の4車線化工事
- ウッドコンビナート用地の造成
- 日田市陸上競技場（大原公園）の整備



本章では、第 5 次総合計画のまちづくりにおける基本理念をもとに見直した“将来の都市像”に即し、人口や産業の動向、市街地現況や社会経済状況、市民意向等を踏まえながら、まちづくりの基本的な方針を定めます。

第 1 章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 位置づけと役割
3. 見直しの背景

第 2 章 まちづくりの目標

1. 計画の体系
2. 将来のあるべき都市像
3. まちの課題と市民の意向
4. まちづくりの基本針

第 3 章 全体構想

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の方針
3. 公園緑地の方針
4. 都市施設の方針
5. 景 観 の 方 針
6. 防 災 の 方 針
7. そ の 他 の 方 針

第 4 章 地区別構想

1. 地区分けの設定
2. 地区別構想（20地区）

第 5 章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり
2. マスタープランの見直し

資 料 編

- ① 計画の見直し体制について
- ② 見直しの経過について
- ③ 見直し検討委員会について

▲ 都市計画マスタープランの構成

1. 計画の体系

都市計画マスタープランの見直しは、「第5次総合計画」に示された基本理念に即しながら、将来都市像を示し、まちづくりの課題や市民の意向等を考慮しながら、基本方針を定めます。また、この基本方針に基づき、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災など、都市計画に関する分野毎にまちづくりの方針を設定します。

第5次総合計画 基本理念 『自ら関わり、共に創るヒューマンシティ』

将来の都市像 『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』

基本方針

1. コンパクトなまちづくり

- 中心市街地に賑わいを取り戻そう
- 利便性の高い快適なまちを目指そう
- 選択と集中による効率的なまちづくり

2. 日田の宝を活かしたまちづくり

- 豊かな自然景観を守り・育てよう
- 歴史・文化を次世代に受け継いでいこう
- 地域の特性を活かしたまちづくり

3. 自然にやさしいまちづくり

- 水が生まれ育つまち日田
- 潤いとやすらぎを感じるまちづくり
- 自然環境を優先した取り組み

4. 住み続けたくなるまちづくり

- 災害に負けない安全なまちを目指して
- 住む人にも、訪れる人にも優しいまち
- だれもが安心できるまちづくり

5. みんなで創るまちづくり

- みんなが主役のまちづくり
- 一人ひとりが考えよう“こんな町に住みたい！”
- 市民の“きずな”が強いまち

市民の意向

まちの課題

分野別体系

土地利用

交通体系

公園緑地

都市施設

景観

防災

その他

2. 将来のあるべき都市像

将来の都市像

『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』

『水』とは・・・

『水郷ひた』を象徴する豊かな河川や張り巡らされた水路等は、恵まれた自然の中から育まれた“清らかな水”によってもたらされていることを表しています。

『緑』とは・・・

市域の大部分を占める豊かな山林緑地は、生活や産業を支える多様な機能を有するとともに、市民に憩いとやすらぎをもたらす貴重な財産です。

『人』とは・・・

将来の都市像を実現していくためには、市民一人ひとりが“自分たちが住むまち”を学び、“まちづくりの主演”になっていく意識が重要です。

『歴史豊か』とは・・・

長い歴史・文化の中で、先人たちが守り・育ててきた個性のある『天領日田』のまちへの愛着と“わが国の近代教育の礎の地”としての誇りを持ち、次の世代に責任を持って受け継いでいく営みを表しています。

『活気ある』とは・・・

経済・産業・地域の積極的な活動を通じて、市民が安全・安心で充実した生活を送り、来訪者にも笑顔が生まれる元気なまちづくりを表しています。

この将来都市像は、日田市を象徴する『水』や『緑』と共生していく『人』の多様な関わり合いのなかで生み出された歴史・文化を守り育て、市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して定めたものです。

やすらぎのある生活と活気ある産業を育み、そこに住む人々も、そこを訪れた人々も、みんなが笑顔で接しあえる交流が盛んなまちづくりを推進します。



(1) まちのすがた

- 土地の利用形態や道路網の整備等、まちの骨格に関わる機能や河川・山林緑地・公園等の自然環境や景観・防災を含めたまちの将来像について示しています。
- 都市を構成している要素を『ゾーン』、『軸』、『拠点』の3種類の機能に区分することで、“将来のまちの姿”となる『将来都市構造』を構成します。

将来都市構造

「ゾーン」・・・主に、土地の利用形態が同じ方向性を指しているエリアを示します。

「軸」・・・主に、道路や河川等の市域内外を線的に結びつける機能を示します。

「拠点」・・・地域の核となり、その役割に応じたまとまりのある場所を示します。

ゾーン

住宅地ゾーン

主に、住宅の機能が集積する地域

商業地ゾーン

主に、商業の機能が集積する地域

工業地ゾーン

主に、工業の機能が集積する地域

農用地保全ゾーン

田畑、果樹等の農業生産の基盤となる環境の維持・保全を図る地域

森林共生ゾーン

国定公園や自然公園、保安林、民有林等の自然環境が広がる地域

沿道ゾーン

幹線道路等の沿道で、多様な土地利用が図られている地域

町並み形成ゾーン

古い町並みや沿道等の良好な景観を維持・保全・形成していく地域

市街地エリア

多様な機能が集積し、用途地域等の土地利用規制による誘導を図る地域

軸

道路軸

地域高規格道路

高速自動車道

国道・県道等

都市計画道路

整備済

概成済

未完了

事業中

河川軸

河川等

鉄道軸

JR 久大本線 等

拠点

中心拠点

中心市街地及び官公庁等の機能が集積した地区

地域拠点

周辺部において必要な各種サービス機能が集積する地区

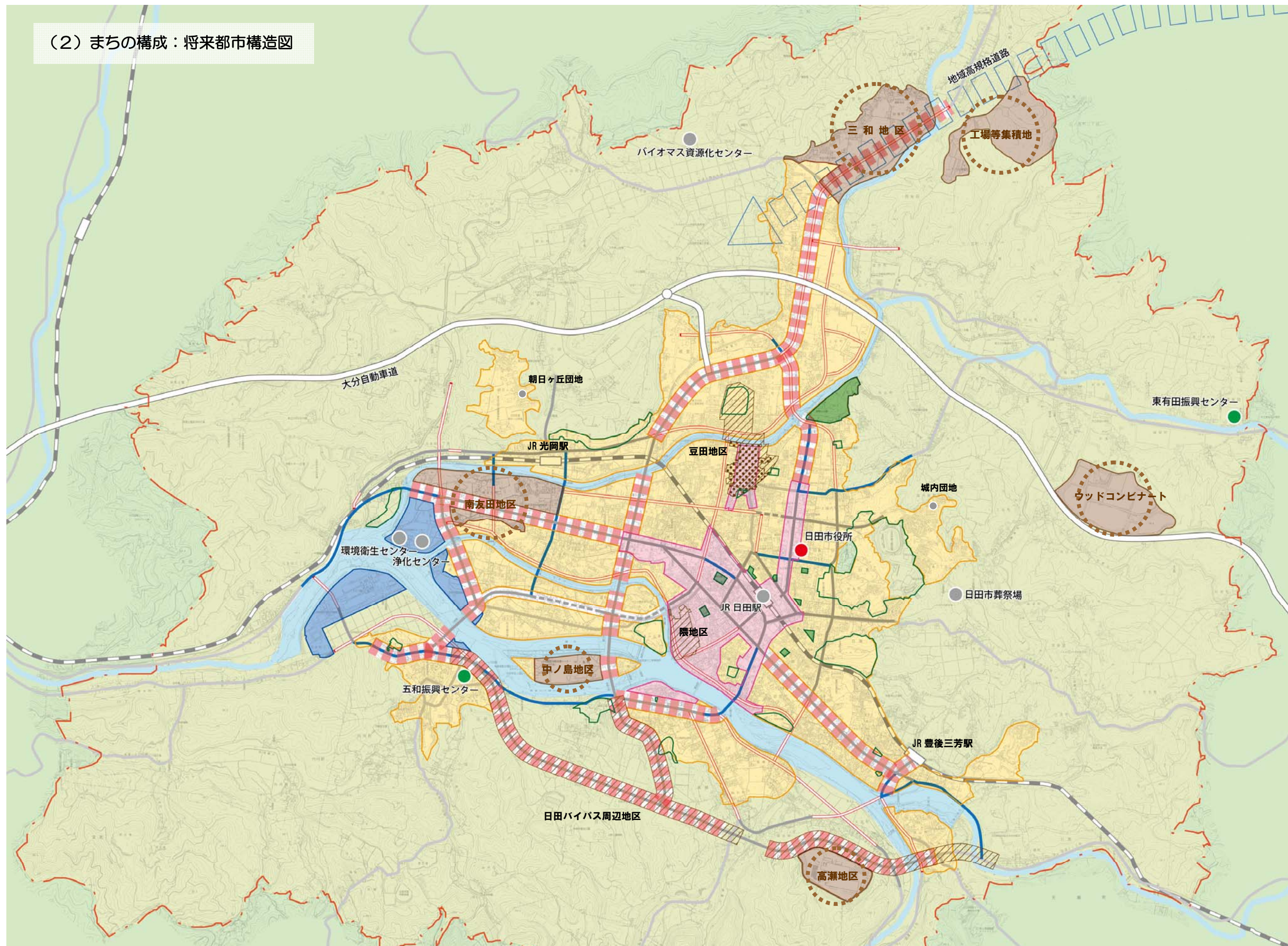
観光交流拠点

賑わいと魅力を創出し、来訪者との交流を促進する区域

産業拠点

効率的で利便性の高い産業の振興を図る区域

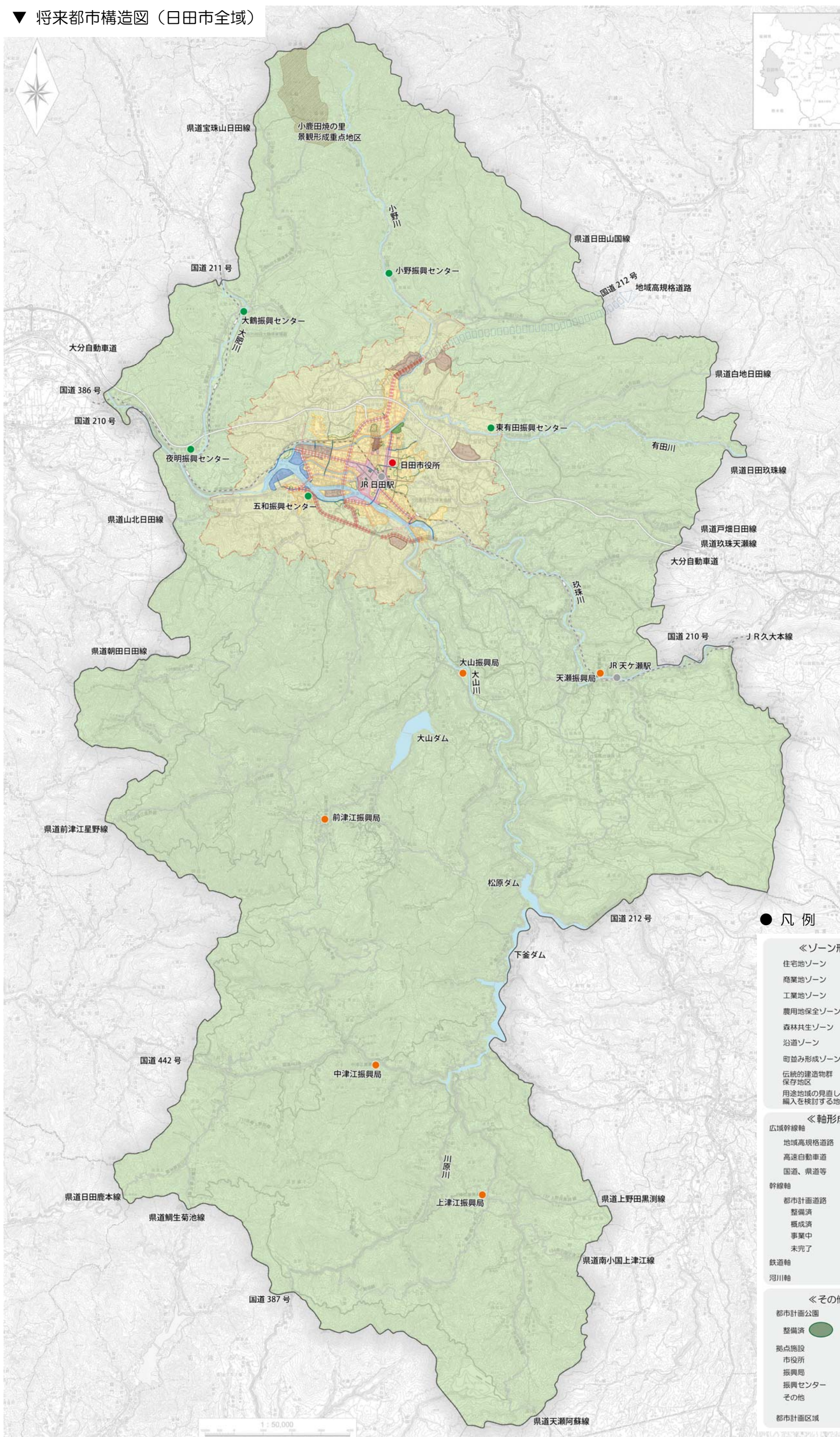
(2) まちの構成：将来都市構造図



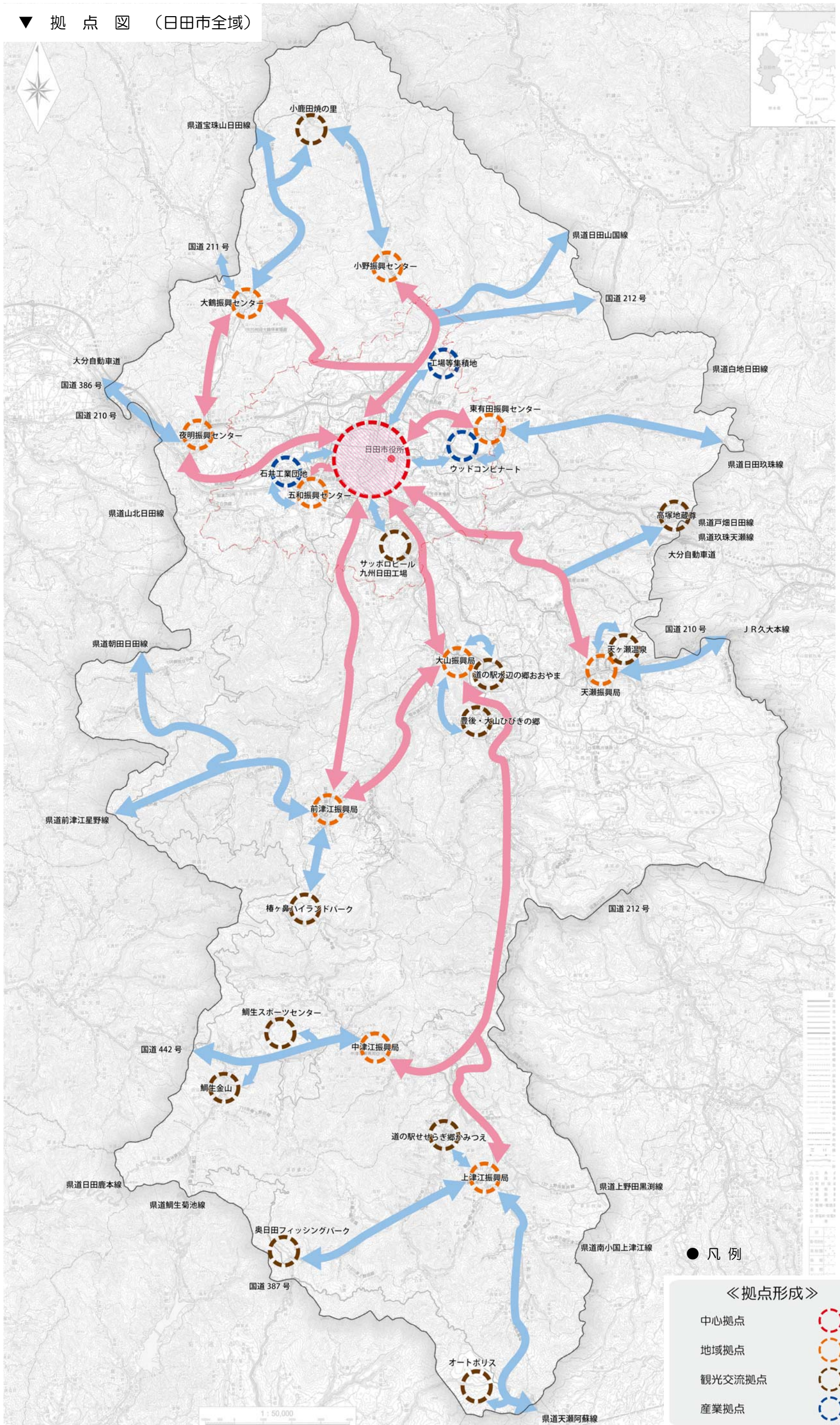
● 凡 例

《ゾーン形成》	
住宅地ゾーン	
商業地ゾーン	
工業地ゾーン	
農用地保全ゾーン	
森林共生ゾーン	
沿道ゾーン	
町並み形成ゾーン	
伝統的建造物群保存地区	
用途地域の見直し・編入を検討する地域	
《軸形成》	
広域幹線軸	
地域高規格道路	
高速自動車道	
国道、県道等	
幹線軸	
都市計画道路	
整備済	
概成済	
事業中	
未完了	
鉄道軸	
河川軸	
《その他》	
都市計画公園	
整備済	
未整備	
拠点施設	
市役所	
振興局	
振興センター	
その他	
都市計画区域	

▼ 将来都市構造図（日田市全域）



▼ 拠点図（日田市全域）



(3) まちの規模

- 都市の将来像を見通していく上では、まちづくりの基礎となる将来における人口等の推計値が、計画見直しの根拠のひとつとなります。
- 上位計画となる『第5次日田市総合計画』や『第4次日田市国土利用計画』等に掲げられた推計値を中間年次としての参考とし、おおむね20年後の推計人口を設定します。

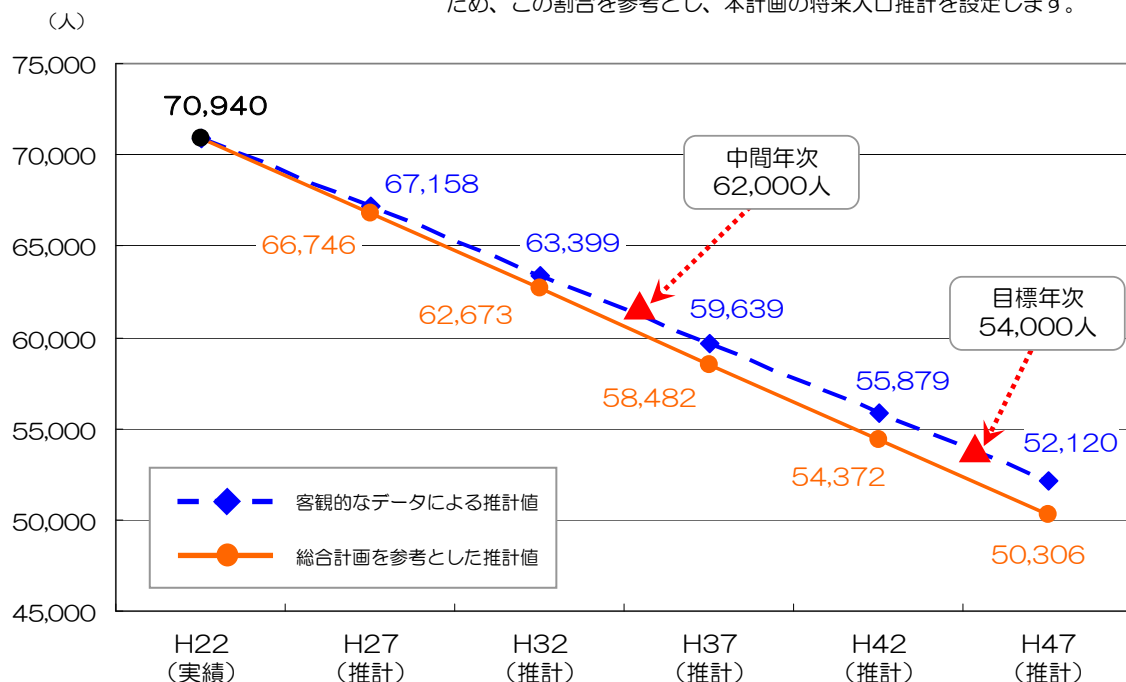
将来人口推計

基準年次 (平成22年)	中間年次 (平成35年)	目標年次 (平成45年)
70,940 人	62,000 人	54,000 人

平成22年の国勢調査の結果では、70,940人となっており、前回の調査結果である平成17年の人口74,165人と比較して、5年間で3,225人減少しています。

全国的な現象である少子高齢化は日田市においても顕著であり、今後も減少傾向が続くことから、中間年次である平成35年には61,000人と予測されていますが、第5次総合計画にある快適な居住環境の整備や産業の振興施策の積極的な推進等により、一定の割合で減少傾向の改善を図ることを目標として、本計画における中間年次を62,000人に、また、目標年次である平成45年の将来人口推計を54,000人と設定します。

※ 一定の割合とは・・・第5次総合計画の将来人口推計において、客観的なデータをもとに算出した推計値と施策により設定した目標値において、約3%の改善を図っているため、この割合を参考とし、本計画の将来人口推計を設定します。



資料：平成22年国勢調査、第5次総合計画、国立社会保障人口問題研究所推計値 他

3. まちの課題と市民の意向

(1) まちの課題

まちづくりの方針を検討するためには、市域を取り巻く現況を把握し、課題を抽出していくことが、方向性を定めるために必要な要素の一つとなることから、以下に整理します。

まちの課題① 人口減少時代における“まちの構造”

○ まちの機能の拡大と集約

道路や下水道等の整備や農用地の宅地化の進行等によって都市の機能が拡大している地域や商業施設等の閉鎖、解体等により、空き地・空き店舗が増加している地域が見られます。



○ 用途混在地域の解消

住居系・商業系・工業系の土地利用が混在している地域があります。また、用途の混在地域だけでなく、今後、市街化が見込まれる地域があり、宅地開発や幹線沿いの土地利用の動向にも注意が必要です。

まちの課題② 交流・連携機能（道路）の整備



○ 拠点間を連携する交流軸の整備

九州北部の主要都市や隣接する地方自治体との連携を視野に入れた広域的な交流促進を図るため、大分自動車道、主要な国道・県道、地域高規格道路「中津日田道路」等を対象にした「広域交流軸」の整備が求められています。

○ 都市計画道路網の適正配置

都市計画道路の決定以降、長期未着手となっている路線や人口減少に伴い交通量に変化が生じている路線があります。

まちの課題③ 自然環境の保全と公園等の適正配置

○ 公園・緑地・農用地等の自然環境への影響

市街地の周辺にある農用地において宅地化が進行している地域や都市計画公園の未整備地区等があることから、地区内バランスの取れた公園の整備、土地開発に伴う緑地の確保が求められています。



まちの課題④ 生活環境の維持と向上



○ 都市機能の維持・向上

生活に欠かせない上下水道やごみ処理施設等の公共施設は、恒久的に適正な維持・管理・更新が重要となりますが、老朽化対策や中心部との過度な整備格差の解消等、地域の現況に応じた機能の維持・向上が求められます。

まちの課題⑤ 良好な景観の維持・保全・形成

○ 歴史・文化特性を有する地域の景観維持

豆田地区・隈地区を代表する古い町並みや地域のシンボルとなる建築物の継続的な管理・保全が困難となっているものが見られます。良好な景観の形成に対する取り組みを始めてから約20年が経過しており、過渡期を迎えている状況です。



○ 自然環境の景観維持

市域を流れる豊かな河川や水路等の水辺環境や国定公園・県立自然公園等の自然緑地、まとまりのある優良農用地等において継続的な維持・管理が懸念されます。



まちの課題⑥ 地域の実情に対応した防災



○ 市域におけるハザードマップの検証

水害や地震等の災害が発生する可能性が高い地域の把握に努め、被害を最小限に抑えるために必要な整備や過去に発生した災害データの分析及び分析結果の公開による情報共有のため、ハザードマップの見直しや充実が求められています。



○ 地域における防災性の向上

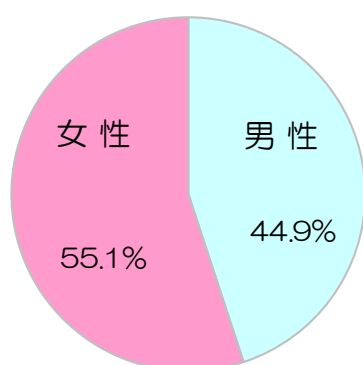
浸水想定区域や土砂災害危険箇所等の把握及び木造家屋の密集市街地における防災・減災に対する取り組みや体制作りが求められています。また、災害発生時の避難行動等、防災に対する知識の普及や情報の周知方法の整備も不可欠です。

（２）市民の意向

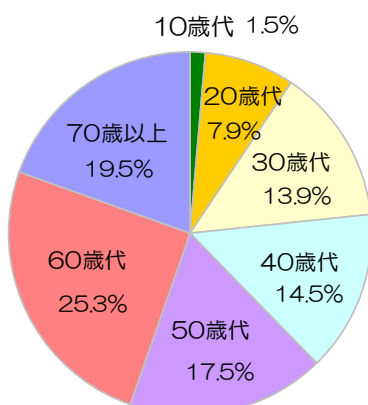
- まちづくりの方針を検討していくためには、市民の皆さんの意見を反映していくことが重要な要素のひとつとなることから、無作為に選出した 2,000 名の市民の皆さんを対象として、市民意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。（平成 22 年 11 月実施）

【回答者の内訳】 調査対象：2,000 名 回収率 37.8%
回 答 者： 758 名

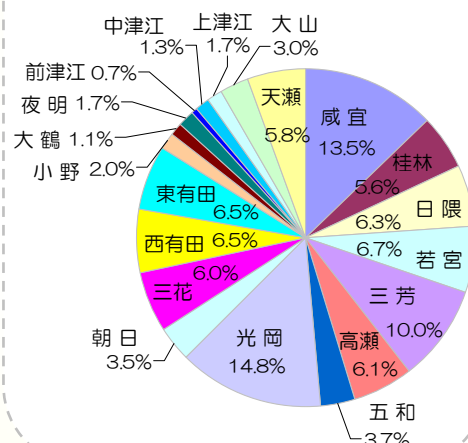
性別について



年齢層について



地区別集計について



① 都市計画・まちづくりに対する満足度

■ 市域全体における満足度

「歴史的な町並み」や「上下水道等の各種施設」など、主に都市施設の整備状況についての満足感が得られている反面「中心市街地の賑わい」や「山林農地等の維持管理」など、土地利用に関する事項の満足度が低いことから、日常生活における居住環境に課題があることが伺われます。

■ 身近な環境における満足度

「地域住民の交流」や「自然環境・景観」など、地域コミュニティや景観に対する満足度が高い一方で、「通勤・通学」や「生活道路や歩道の整備」など、交通や道路等に対する評価が低いことから、日常生活における利便性、快適性に課題があることが伺えます。
さらに、『災害に対する備え』等、防災・安全に対する懸念がマイナス評価につながっている点が特徴的です。

都市全体における満足度（総合評価）

No.	総合評価	割合
1	とても思う	1.4 %
2	思う	28.6 %
3	どちらでもない	39.2 %
4	そう思わない	26.8 %
5	全く思わない	4.0 %
	全 体	100.0 %

身近な環境における満足度（総合評価）

No.	総合評価	割合
1	とても思う	2.9 %
2	思う	37.2 %
3	どちらでもない	44.1 %
4	そう思わない	13.9 %
5	全く思わない	1.9 %
	全 体	100.0 %

□ 都市計画・まちづくりに対する満足度

参 考 資 料

都 市 全 体

項 目	とても そう思う	そう思う	どちらでも ない	そう 思わない	全くそう 思わない	割合 (%)
(1) 中心市街地に賑わいや活気がある	0.8	5.9	10.1	49.1	34.1	100.0
(2) 歴史的な町並みの整備が行き届いている	2.8	48.5	25.9	20.2	2.6	100.0
(3) 住宅地が計画的に配置・整備されている	0.1	9.3	43.0	41.5	6.1	100.0
(4) 商業の機能が計画的に配置・整備されている	0.3	5.0	31.7	50.3	12.7	100.0
(5) 工業の機能が計画的に配置・整備されている	0.3	9.3	38.6	41.7	10.1	100.0
(6) 森林や田畑などの整備・維持管理がされている	0.7	13.1	38.1	39.9	8.2	100.0
(7) 農林業や地場産業の振興が図られている	0.8	11.8	37.2	39.9	10.3	100.0
(8) 幹線道路の整備が行き届いている	1.1	29.9	31.0	29.7	8.3	100.0
(9) 生活関連道路の整備が行き届いている	1.4	23.8	33.6	34.9	6.3	100.0
(10) 市役所や振興局などの行政施設が利用しやすい	3.0	39.4	36.2	17.9	3.5	100.0
(11) 市民ホール、図書館などの文化的施設が充実している	5.5	43.8	32.9	14.6	3.2	100.0
(12) 野球場・競技場などの運動施設が充実している	2.7	34.3	39.3	18.2	5.5	100.0
(13) 上下水道が整備されている	5.9	45.8	27.4	17.5	3.4	100.0
(14) 観光地としての魅力、情報発信ができています	3.1	27.6	33.2	29.7	6.4	100.0
(15) 観光施策・施設と歴史・文化的資源の連携が図られている	1.9	24.5	44.7	24.3	4.6	100.0
(16) 温泉、宿泊施設が充実している	2.6	27.4	36.5	27.2	6.3	100.0
(17) 核となる大型店舗での買い物に便利である。	3.1	25.0	24.3	24.9	22.7	100.0
(18) 公園や広場（オープンスペース）が整備されている	2.2	24.5	36.8	27.5	9.0	100.0
(19) 教育、学習施設が充実している	1.1	15.0	47.1	29.5	7.3	100.0
(20) 自然環境が豊かである	13.3	58.8	21.4	5.3	1.2	100.0
(21) まちなみ景観や集落景観が魅力的である	3.0	23.5	48.2	21.9	3.4	100.0
(22) 街路樹の整備と管理が行き届いている	3.3	33.7	39.8	20.0	3.2	100.0
(23) 高齢者や障がい者のためのバリアフリー対策が充実している	0.1	11.7	40.4	37.6	10.2	100.0
(24) 高齢者や障がい者のための福祉施設が充実している	1.1	12.4	40.7	37.1	8.7	100.0
(25) 総合・救急医療施設が充実している	1.5	18.7	33.2	34.3	12.3	100.0
(26) 医療体制や健康づくりなどの健康・福祉施策が充実している	1.1	14.9	40.8	34.1	9.1	100.0

身 近 な 環 境

項 目	とても そう思う	そう思う	どちらでも ない	そう 思わない	全くそう 思わない	割合 (%)
(27) 鉄道やバスの交通利便性がよい	1.5	15.7	23.6	35.9	23.3	100.0
(28) 通勤・通学がしやすい	2.5	23.9	33.1	28.5	12.0	100.0
(29) 生活道路や歩道の整備が行き届いている	2.0	21.9	32.0	33.5	10.6	100.0
(30) 公民館などの地区住民の施設が利用しやすい	2.3	33.6	37.9	20.9	5.3	100.0
(31) 身近な運動する場所が充実している	1.2	18.2	29.1	38.3	13.2	100.0
(32) 災害(地震、風水害、火災など)に対する備えや安全性が確保されている	0.4	14.2	45.7	31.5	8.2	100.0
(33) 交通事故に対する安全性が確保されている	0.4	9.2	48.3	35.6	6.5	100.0
(34) 犯罪に対する取り組みや安全性が確保されている	0.4	11.9	51.8	30.3	5.6	100.0
(35) 日常的な買い物に便利である	5.1	36.5	25.8	19.4	13.2	100.0
(36) 住宅地周辺の日照・通風・眺望などの環境がよい	7.5	41.3	32.7	13.5	5.0	100.0
(37) 身近な子どもの遊び場や公園が利用しやすい	2.5	18.7	34.7	31.8	12.3	100.0
(38) 保育園、幼稚園、託児所などが充実している	1.6	25.8	42.9	23.6	6.1	100.0
(39) 自然環境が豊かである	16.4	51.9	25.1	5.8	0.8	100.0
(40) まちなみ景観や集落環境が魅力的である	4.1	24.5	49.1	18.8	3.5	100.0
(41) 街路樹の整備と管理が行き届いている	3.0	25.9	45.4	21.9	3.8	100.0
(42) 身近な医療施設が充実している	2.7	25.1	37.6	24.9	9.7	100.0
(43) 人付き合いなど地域住民との交流がある	6.6	43.5	33.2	14.3	2.4	100.0
(44) 地域活動、交流、行事が活発である	4.9	30.5	44.1	18.2	2.3	100.0

② これからのまちづくりの方向性

質問①の市街地形成では「良好な市街地や居住環境を形成できるのであれば、市街地拡大は容認できる」が最も大きな割合を占めていますが、中心部が元々、地形的にコンパクトな形状にあることを考慮した上で、必要な機能の更なる充足が求められていることが分かりました。

No.	質問① 今後の市街化について	割合
1	市街地の拡大を防止し、今ある市街地を充実させ、集約（コンパクト）化を図る	25.7 %
2	良好な市街地や居住環境を形成できるのであれば、市街地の拡大は容認できる	44.8 %
3	市街地の拡大を進めるべきである	11.1 %
4	わからない	16.5 %
5	その他	1.9 %
	全 体	100.0 %

質問②の自然環境等の保全では、質問①との関連の中で“無秩序な市街化”を容認することではなく、食料自給率や産業の基盤となる農地や山林は、一定規模で保全していく必要があることを示しているものと思われます。

No.	質問② 今後の森林や田畑などの自然環境の保全について	割合
1	森林や田畑などの自然環境を保全すべきである	56.5 %
2	生活の利便性や生活環境の質が向上するのであれば、森林や田畑の減少は仕方ない	21.0 %
3	森林や田畑などの自然環境を積極的に活用し、住宅地を開発すべきである	13.2 %
4	わからない	7.5 %
5	その他	1.8 %
	全 体	100.0 %

質問③の道路整備については「計画されている道路整備でも、現在の状況や住民の要望に即した計画の見直しや廃止を行う」が最も高い割合を占めており、身近な環境として、日常生活に欠かせない道路の整備について、計画の見直しが求められていることが伺えます。

No.	質問③ 今後の道路整備について	割合
1	すでに計画されている幹線道路を中心に整備を推進する	11.8 %
2	すでに計画されている身近な生活道路を中心に整備を推進する	24.2 %
3	計画されている道路整備でも、現在の状況や住民の要望に即した計画の見直しや廃止を行う	46.9 %
4	これ以上の道路整備は不要である	8.9 %
5	わからない	6.7 %
6	その他	1.5 %
	全 体	100.0 %

質問④の防災対策では、近隣コミュニティを活用した身近な防災に関する対策が最も大きな割合を示していますが『平成 24 年 7 月九州北部豪雨』の発生により、大きな被害を及ぼした河川の決壊や土砂災害への対応策も強く求められています。

No.	質問④ 今後の防災対策について	割合
1	河川整備（水害対策）を行う	11.3 %
2	急傾斜地の整備（土砂災害対策）を行う	31.8 %
3	地域や地区での防災対策を行う（危険地域を示した地図の配布や住民間の話し合いなど）	44.7 %
4	防災対策は特に必要ない	2.2 %
5	わからない	8.8 %
6	その他	1.2 %
	全 体	100.0 %

質問⑤の景観については、満足度の調査結果を見ると一定の評価が得られていることから、今後も継続した取り組みをしていくことが必要ですが、日田市を象徴する河川景観を重視する割合が高くなっている点にも配慮が必要となります。

No.	質問⑤ 今後の景観について	割合
1	地域のまちなみ景観を重視すべきである	29.2 %
2	田園景観を重視すべきである	6.0 %
3	歴史的・文化的な景観を重視すべきである	26.0 %
4	河川景観、水辺空間を重視すべきである	24.2 %
5	景観は重要ではない	3.1 %
6	わからない	9.3 %
7	その他	2.2 %
	全 体	100.0 %

質問⑥の公共施設整備では、交通利便性が高く、バランスのとれた配置が求められていることが伺えます。また、1割程度が“公共施設整備の不要”を示している点に注目すると、計画する上で“本当に必要な施設かどうか”を改めて考える必要があります。

No.	質問⑥ 今後の公共施設整備について	割合
1	公共交通機関の便の良い地区に立地したほうがよい	31.5 %
2	中心市街地に立地したほうがよい	13.9 %
3	市内全域に点在・分散して立地したほうがよい	26.3 %
4	郊外部に立地したほうがよい	6.6 %
5	公共施設整備は不要である	9.9 %
6	わからない	10.3 %
7	その他	1.5 %
	全 体	100.0 %

質問⑦の市民や行政のまちづくりへの関わり方については、行政が推進するまちづくり施策に“若い世代が積極的に関わるための体制作り”が課題であることが伺えます。

勉強会等による知識普及や情報発信、人材育成について、協働した取り組みが求められています。

No.	質問⑦ 市民や行政のまちづくりへの関わり方について	割合
1	市民と行政が協働して、まちづくりの説明会や勉強会などを実施する	19.8 %
2	市民の活動を行政が支援する（人材派遣や助成）	17.8 %
3	まちづくりの情報を行政が積極的に公開する	25.5 %
4	若い世代が積極的にまちづくりに参加できる取り組みを行う	32.6 %
5	わからない	3.8 %
6	その他	0.5 %
	全 体	100.0 %

③ 今後の都市計画・まちづくりにおいて重視すべき事項

■ 市域全体において重視すべき事項

『高齢者や障がい者のための福祉の充実』や『総合・救急医療施設などの医療体制充実』等、主に福祉・医療に対する機能の充足が重視されており、少子高齢化社会がもつ課題への対策が重要となっています。また、『中心市街地の賑わいや活気』、『核となる大型店舗の立地』が“最も重視すべき事項”として第1位と第3位に位置付けられており、身近な購買環境や雇用の側面を持つ項目が重視されている点が特徴的です。

一方、公共施設の整備や自然環境、景観については一定の満足度が得られていることから、重要性は低くなっています。

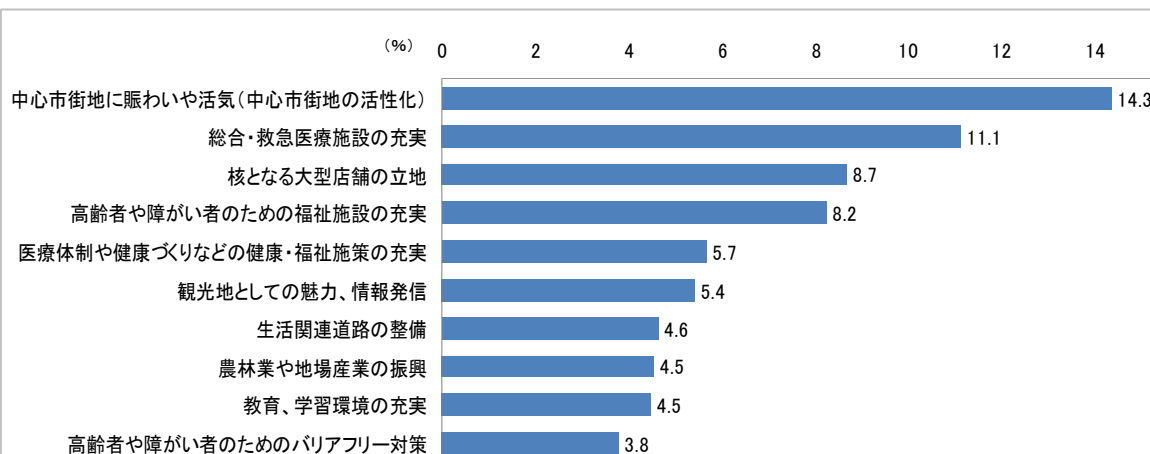
■ 身近な環境において重視すべき事項

『災害、交通事故、犯罪に対する安全性の確保』『身近な遊び場や公園』『保育園・幼稚園・託児所などの充実』など、安全・安心で健やかに子育て等ができる身近な環境整備が重要視されている点に着目することが重要となっています。

また、『地域住民の交流』『地域活動などの活性化』などについては、満足度が高かったことから重要度はやや低くなっていますが、核家族化・晩婚化により世帯数が増加傾向にあることを考慮すると、地域コミュニティの希薄化が進行すること考えられるため、注意が必要です。

市全域で最も重視すべき事項（3つまで）

NO.	項 目	割 合	順 位
(1)	中心市街地に賑わいや活気（中心市街地の活性化）	14.3 %	①
(25)	総合・救急医療施設の充実	11.1 %	②
(17)	核となる大型店舗の立地	8.7 %	③
(24)	高齢者や障がい者のための福祉施設の充実	8.2 %	④
(26)	医療体制や健康づくりなどの健康・福祉施策の充実	5.7 %	⑤
(14)	観光地としての魅力、情報発信	5.4 %	⑥
(9)	生活関連道路の整備	4.6 %	⑦
(7)	農林業や地場産業の振興	4.5 %	⑧
(19)	教育、学習環境の充実	4.5 %	⑨
(23)	高齢者や障がい者のためのバリアフリー対策	3.8 %	⑩



□ 都市計画・まちづくりにおいて重視すべき事項

参 考 資 料

都 市 全 体

項 目	とても そう思う	そう思う	どちらでも ない	そう 思わない	全くそう 思わない	割合 (%)
(1) 中心市街地に賑わいや活気(中心市街地の活性化)	34.0	51.5	10.8	2.7	1.0	100.0
(2) 歴史的な町並みの整備	12.5	59.0	22.8	4.5	1.2	100.0
(3) 住宅地が計画的に配置・整備	7.2	43.0	42.5	6.3	1.0	100.0
(4) 商業の機能が計画的に配置・整備	15.3	57.3	24.0	2.6	0.8	100.0
(5) 工業の機能が計画的に配置・整備	13.2	52.9	29.6	3.6	0.7	100.0
(6) 森林や田畑などの整備・維持管理	17.6	56.2	23.5	2.3	0.4	100.0
(7) 農林業や地場産業の振興	23.8	57.7	16.5	1.6	0.4	100.0
(8) 幹線道路の整備	14.4	48.7	30.0	5.8	1.1	100.0
(9) 生活関連道路の整備	19.5	59.1	17.6	3.0	0.8	100.0
(10) 市役所や振興局などの行政施設の利便性	11.9	51.8	31.1	4.2	1.0	100.0
(11) 市民ホール、図書館などの文化的施設の充実	8.5	42.0	41.3	6.2	2.0	100.0
(12) 野球場・競技場などの運動施設の充実	8.3	36.2	45.3	8.5	1.7	100.0
(13) 上下水道の整備	20.0	55.7	20.9	2.6	0.8	100.0
(14) 観光地としての魅力、情報発信	25.8	55.4	16.8	1.7	0.3	100.0
(15) 観光施策・施設と歴史・文化的資源の連携	19.7	54.9	21.9	3.1	0.4	100.0
(16) 温泉、宿泊施設の充実	15.3	51.8	30.1	1.8	1.0	100.0
(17) 核となる大型店舗の立地	26.1	32.3	29.6	9.5	2.5	100.0
(18) 公園や広場(オープンスペース)の充実	14.8	45.9	32.8	5.7	0.8	100.0
(19) 教育、学習環境の充実	27.8	55.4	15.0	1.7	0.1	100.0
(20) 自然環境の整備・保全	22.9	57.4	18.7	0.7	0.3	100.0
(21) まちなみ景観や集落景観の整備・保全	11.5	55.5	29.4	3.0	0.6	100.0
(22) 街路樹の整備と管理	9.9	51.8	34.4	3.1	0.8	100.0
(23) 高齢者や障がい者のためのバリアフリー対策	31.2	57.6	9.7	1.3	0.2	100.0
(24) 高齢者や障がい者のための福祉施設の充実	33.4	54.1	10.9	1.4	0.2	100.0
(25) 総合・救急医療施設の充実	43.4	49.2	6.7	0.6	0.1	100.0
(26) 医療体制や健康づくりなどの健康・福祉施策の充実	31.6	55.1	12.2	1.0	0.1	100.0

身 近 な 環 境

項 目	とても そう思う	そう思う	どちらでも ない	そう 思わない	全くそう 思わない	割合 (%)
(27) 鉄道やバスの交通利便性	22.4	53.4	21.6	2.0	0.6	100.0
(28) 通勤・通学の利便性	20.3	52.8	24.3	2.2	0.4	100.0
(29) 生活道路や歩道の整備	24.4	53.9	19.1	1.8	0.8	100.0
(30) 公民館などの地区住民の施設が利用しやすい	10.5	48.2	36.8	3.4	1.1	100.0
(31) 身近な運動する場所が充実している	12.5	43.4	39.6	3.2	1.3	100.0
(32) 災害(地震、風水害、火災など)に対する備えや安全性の確保	30.5	58.1	10.7	0.4	0.3	100.0
(33) 交通事故に対する安全性	27.0	58.8	13.1	0.7	0.4	100.0
(34) 犯罪に対する取り組みや安全性の確保	35.2	54.3	10.0	0.2	0.3	100.0
(35) 日常的な買い物が利便性	25.2	54.7	18.8	1.3	0.0	100.0
(36) 住宅地周辺の日照・通風・眺望などの環境	16.7	52.4	28.4	2.0	0.5	100.0
(37) 身近な子どもの遊び場や公園の充実	23.6	55.5	19.6	0.9	0.4	100.0
(38) 保育園、幼稚園、託児所などの充実	27.6	53.3	17.6	1.5	0.0	100.0
(39) 自然環境の整備・保全	18.5	55.9	24.7	0.6	0.3	100.0
(40) まちなみ景観や集落景観の整備・保全	12.2	51.5	33.8	2.0	0.5	100.0
(41) 街路樹の整備と管理	8.8	51.2	35.5	3.1	1.4	100.0
(42) 身近な医療施設の充実	39.8	52.0	7.8	0.4	0.0	100.0
(43) 人付き合いなど地域住民との交流	17.5	54.1	26.4	1.0	1.1	100.0
(44) 地域活動、交流、行事の活性化	11.7	52.0	32.7	2.1	1.5	100.0

4. まちづくりの基本方針

都市の将来像

『 水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市 』

市民の意向

まちの課題

基本方針

1. コンパクトなまちづくり

- 今までの“周辺地域へと拡大していく基盤整備”から、必要な機能を必要な場所に整備していく“選択と集中による効率のよいまちづくり”への転換を図ることで、中心市街地の賑わいの創出や利便性・快適性の高い都市を目指します。

2. 日田の宝を活かしたまちづくり

- 1,000m級の急峻な山林や美しい景観を誇る河川、歴史的・文化的な町並みなどの特徴的な地域空間を有していることから、豊かな自然環境や個性的な景観、温泉等の地域資源を活用し、自信をもって次世代に受け継いでいくことができる“魅力あるまち”を目指します。

3. 自然にやさしいまちづくり

- 市町村合併により拡大した市域の多くを占める山林農地や河川等の自然環境が持つ多様な機能の保全を推進し、自然エネルギーを有効に活用することで、自然環境に配慮したまちづくりを目指します。
- 筑後川の水源を有していることから“水が生まれ育つまち”としての責任と自然との関わりの中で育まれる“潤いとやすらぎ”が感じられるまちづくりを目指します。

4. 住み続けたいまちづくり

- 市民が日常生活を送っていくために必要な道路や公園、河川の計画的な改修・整備を推進することで、災害に負けないまちづくりを目指します。
- 少子高齢化社会の本格的な到来に柔軟に対応し、地域における医療・福祉機能や施設等の維持・管理により“人に優しいまち”を目指します。
- 人に優しく、災害にも強い“だれもが安心して住み続けたいまち”を目指します。

5. みんなで創るまちづくり

- 便利で快適な住環境のなかで充実した日常生活を送っていくためには、市民一人ひとりが、自分たちのまちを“学び・知ること”、“まちづくりの主角となって積極的に取り組むこと”が重要です。
“私たちのまちを知ること”で愛着と誇りを持ち“こんな町に住みたい！”と考え、“市民のきずな”が実感できる環境づくりに努めます。

本章では、まちづくりの基本方針に即して、土地利用や交通体系・公園緑地等の自然環境・上下水道等の都市施設・良好な景観の形成・防災など、日田市の都市計画に関する各分野の方向性を示します。

第 1 章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 位置づけと役割
3. 見直しの背景

第 2 章 まちづくりの目標

1. 計画の体系
2. 将来のあるべき都市像
3. まちの課題と市民の意向
4. まちづくりの基本針

第 3 章 全 体 構 想

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の方針
3. 公園緑地の方針
4. 都市施設の方針
5. 景 観 の 方 針
6. 防 災 の 方 針
7. そ の 他 の 方 針

第 4 章 地 区 別 構 想

1. 地区分けの設定
2. 地区別構想（20地区）

第 5 章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり
2. マスタープランの見直し

資 料 編

- ① 計画の見直し体制について
- ② 見直しの経過について
- ③ 見直し検討委員会について

▲ 都市計画マスタープランの構成

【 全 体 構 想 体 系 図 】



1. 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

① 計画的な土地利用

- 市街地・農用地・山林緑地等、都市を構成している各要素の調和を基本としつつ、住宅地や中山間地の集落地、工業地、商業地の棲み分けを行ないながら、建物用途の混在を回避することで“まとまりのある暮らしやすい地域の形成”を図ります。
- 市街地の形成を図る地域と農用地や山林緑地等の自然環境の保全により市街化の抑制に努める地域との区分を図ることで、計画的な土地利用を促進します。



② 核となる拠点の形成

- 中心市街地や官公庁機能集積地区、中山間地のまとまりのある集落地、歴史・文化的資源や観光資源を有する地区、工業施設が立地する地区などについては、その役割に応じた機能の集積を図ることで、まちづくりの核となる拠点形成を目指します。

(2) 都市計画区域内の方針

1) 用途地域内について

① 中心市街地

- 本市並びに日田玖珠連携都市圏の中心的な商業機能や行政等の中枢機能を担う地域であり、周遊の利便性や快適性につながる安全・安心な都市環境の構築を目指すため、高度な土地利用や公共空間の整備等を通じ、広域的な中心地としての機能の向上に努めます。

② 歴史文化交流地

- 古い町並みや自然河川・温泉郷等の歴史的・文化的資源を有している地区は、その資源の保存・創出・活用を図るとともに、来訪者等との交流も考慮した観光地の形成に努めます。



③ 住宅地

- 中心市街地や歴史文化交流地に隣接する住宅地については、店舗や事務所等の併設や立地を許容する地域とし、工業地や幹線道路の沿道を除く区域については、居住環境の保護を優先した住居系用途主体の土地利用誘導を促進します。
- 密集市街地や基盤整備等が十分でない地区については、各種関連整備事業による土地利用や市街地形成を計画していくとともに、区画道路や公園整備等の必要最小限の基盤整備及び地区計画等の制度活用による居住環境の向上に努めます。

④ 工業地

- 建築物の用途混在が著しい工業施設立地地区の周辺については、地域の現況を踏まえた上で、工業地・商業地・住宅地等の適切な用途区分による土地利用の誘導を検討します。
- 既存工業施設や新規進出企業に伴う工業施設立地等については、工業系の用途地域に指定されている既存地区への適切な誘導を推進し、集約化に努めます。

⑤ 流通業関連地

- 流通関連施設等の立地については、大型車両の通行に伴う騒音や振動による居住環境への影響に配慮した沿道型施設として、幹線道路沿いの適地への誘導を推進します。

⑥ 沿道市街地

- 沿道型商業施設については、幹線道路沿いへの誘導に努めます。また、遊戯施設等、周辺居住環境への影響が懸念される施設については、既存店舗や周辺の土地利用等に配慮しながら、適切な立地誘導に努めます。
- 沿道型商業施設とその背後の住宅・工業施設等の混在地区については、商業・工業・住宅等の適正な区分を図るため、適切な用途の配置を検討します。



⑦ 農業生産地

- 原則として都市的土地利用への転換を容認しますが、農用地が持つ保水機能の代替措置や隣接する市街地現況との関連、幹線道路等の配置状況による土地利用条件を勘案しながら、保全すべき区域と都市的土地利用を図る区域の区分に努めます。

⑧ 山林緑地

- 市街地から見える良好な自然景観は、生活に潤いとやすらぎを与えるものとして、適正な管理による維持・保全を促進するとともに、再生可能資源としての利活用にも努めます。

2) 用途地域外について

① 幹線道路沿道

- 沿道型商業施設を中心とした施設の立地需要が増加しているため、長期的な計画を視野に入れながら、適切な土地利用の誘導を検討します。

② 集落地

- 中山間地や河川沿いに点在している既存集落地については、無秩序な土地開発等を抑制し、周辺環境との調和を図りながら、生活の利便性の向上を目指した基盤整備に努めます。

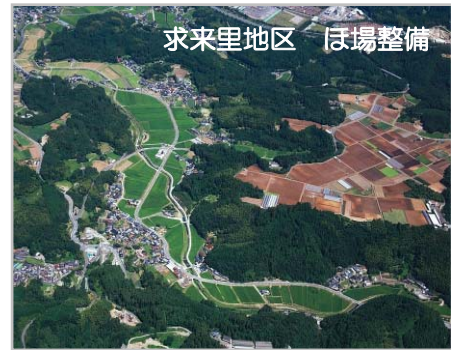
③ 工業地

- 既存の工業施設等が立地・集積する地区については、用途地域への編入を検討し、用途の混在や隣接を回避することで、適切な土地利用誘導に努めます。
- ウッドコンビナートは、用途地域への編入を検討するとともに、点在する木材関連企業等の集約による効率的な生産事業活動を推進します。



④ 農業生産地

- 農業振興地域内の農用地については、生産性の向上と田園環境の保全のため、土地開発等の抑制を原則とし計画的な保全を図ります。
- 農業振興地域以外の農用地については、周辺環境との調和を図りながら、保全すべき区域と都市的土地利用を図る区域との区分に努めます。また、まとまった広がりをもつ良好な田園環境を形成している優良農用地等については維持・保全を推進します。
- 幹線道路沿いや市街地、集落地に隣接する農用地で、積極的な土地利用を図ることが想定される場合は、周辺環境との調和や無秩序な土地開発等に留意しながら都市的土地利用について検討します。



⑤ 山林緑地

- 市街地を取り囲む山林緑地は、主に自然環境を保全するための公園や良好な景観の形成を目的とした“市街地の中にある憩いの場”として位置づけ、都市的土地利用の抑制や積極的な管理・保全を推進するとともに、再生可能資源としての利活用にも努めます。

(3) 都市計画区域外の方針

① 集落地

- 点在する宅地と農用地による既存集落地については、無秩序な土地開発等を抑制し、周辺環境との調和を推進します。また、日常生活の利便性向上を図るため、生活基盤施設（道路、公園等）の整備に努めます。

② 農業生産地

- 農業振興地域内の農用地については、生産性の向上と田園環境の保全のため、開発行為の抑制を原則として適正な管理・保全に努めます。
- 農業振興地域以外の農用地については、近隣市街地との関連や幹線道路の配置等の土地利用条件を勘案し、周辺環境との調和に努めながら、保全すべき区域として位置付けます。また、まとまった広がりを持ち、良好な田園環境を形成している優良な農用地については維持・保全を推進します。

③ 山林緑地

- 市域の約8割を占める山林緑地は、生物多様性や水源涵養・治山等の多様な重要な機能を有していることから、無秩序な土地開発や伐採を抑制し、適正な管理・保全を推進するとともに、再生可能資源等の利活用にも努めます。

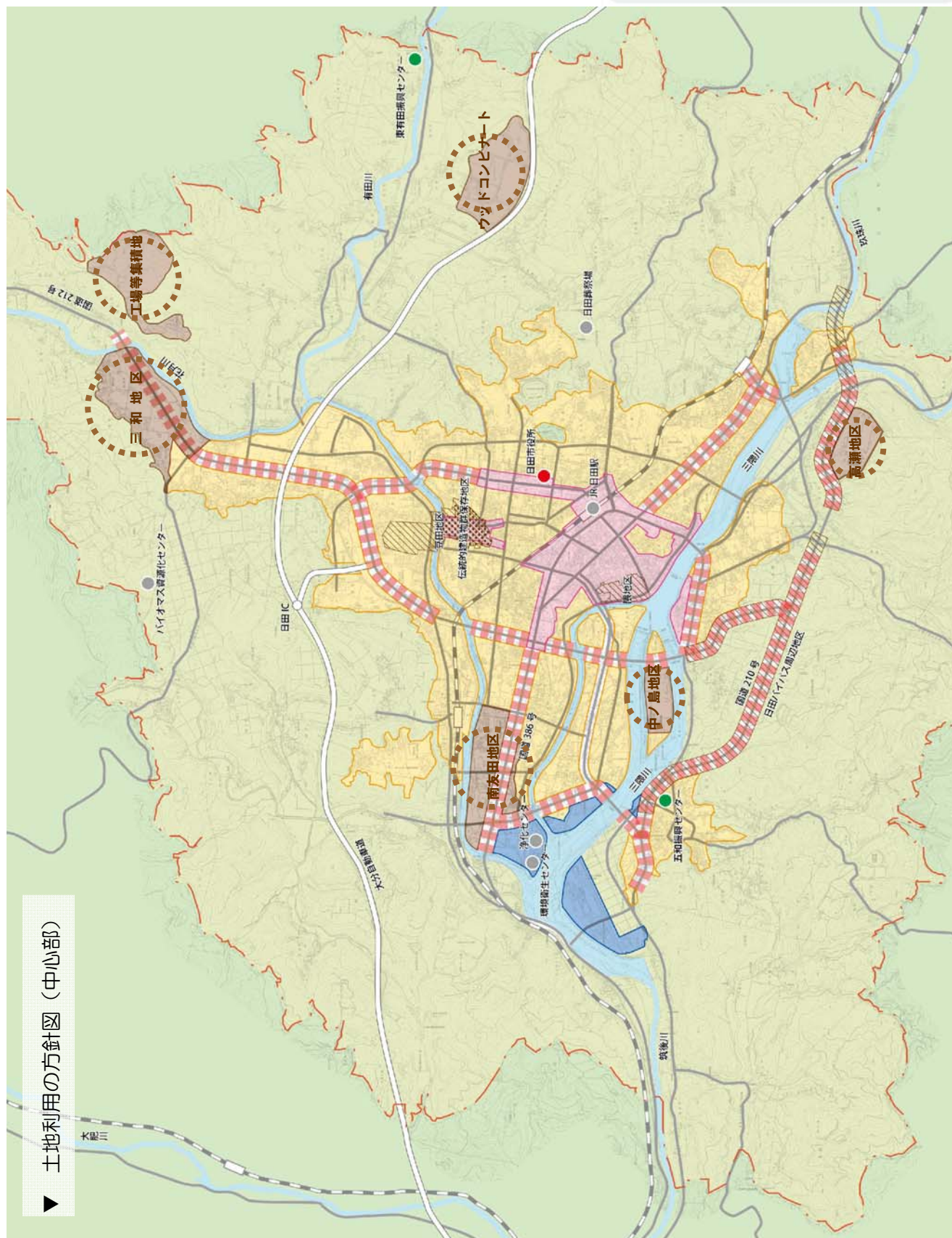


④ 歴史文化交流地

- 観光客等の集客性が高い観光交流施設については、交流の促進を支援していくため、アクセス性や利便性の向上を目的とした環境整備に努めます。また、点在する歴史的建造物や集落景観などの保存・活用を図り、歴史文化遺産を活かした取り組みを推進します。



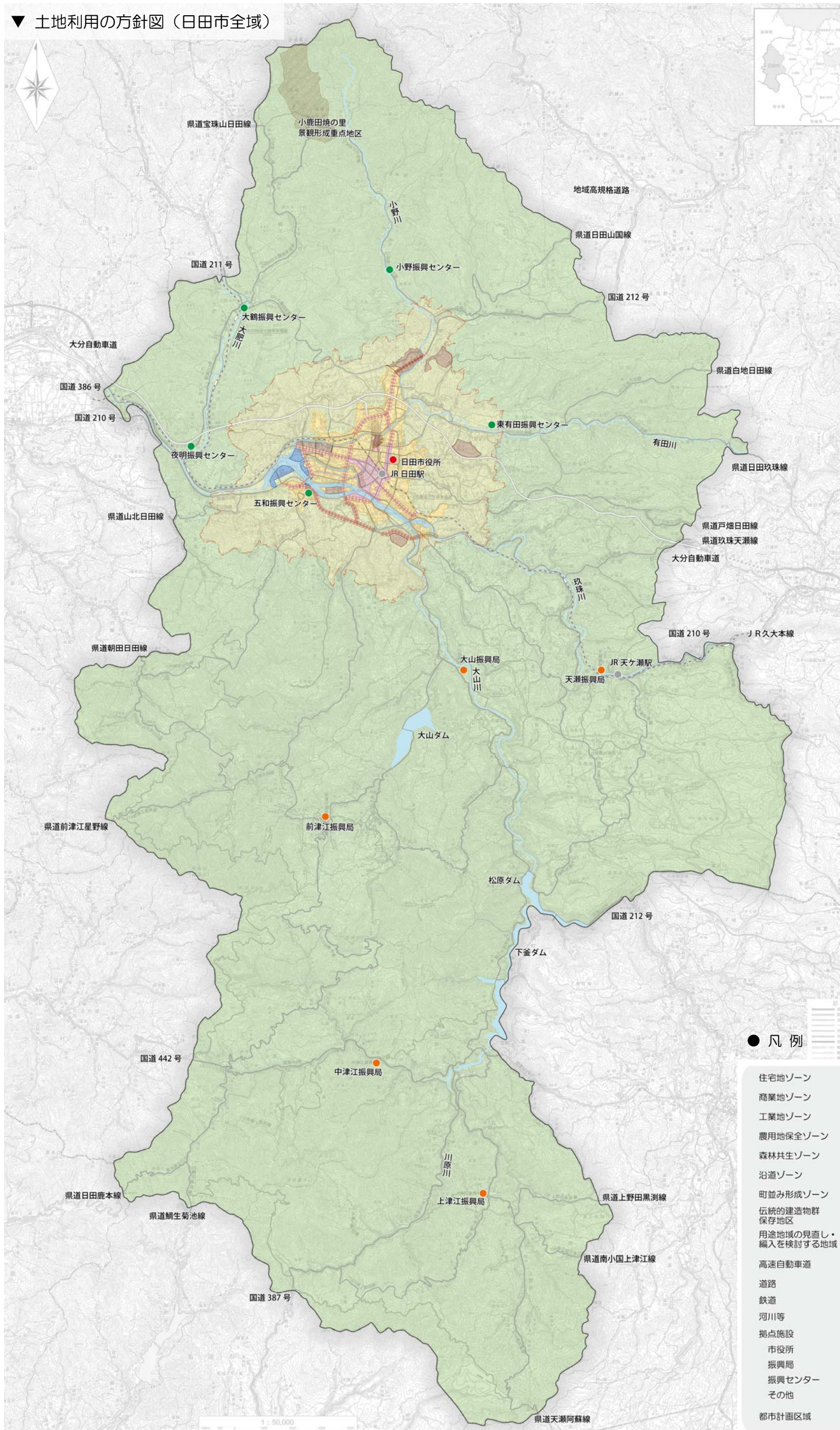
▼ 土地利用の方針図（中心部）



● 凡例

住宅地ゾーン	工業地ゾーン	農用地ゾーン	森林ゾーン	沼澤ゾーン	田舎み形成ゾーン	伝統的建造物群保存地区	用途地域の異質し、輸入を検討する地域	高速自動車道	道路	鉄道	河川等	市役所	振興局	振興センター	その他	都市計画区域
(Yellow circle)	(Orange circle)	(Green circle)	(Dark green circle)	(Light green circle)	(Brown circle)	(Patterned circle)	(Dotted circle)	(Thick line)	(Thin line)	(Double line)	(Blue line)	(Red dot)	(Green dot)	(Orange dot)	(Grey dot)	(Red dashed box)

▼ 土地利用の方針図（日田市全域）



2. 交通体系の方針

(1) 基本的な考え方

① 安全で快適な空間の形成

- 主要な幹線道路等の計画的な整備による効率的な道路網の形成を目指します。
- 少子高齢化社会等に対応したまちづくりを進めるため、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮した道路空間の形成を推進します。

② 暮らしやすいまちの実現

- 市域内外や各地域をつなぐ日常の生活に必要な道路については、計画的な整備による道路機能の向上や各種災害への対策に努め、安全で快適な道路整備を推進します。
- 市民の安全・安心な生活の確保に向けた道路・トンネル・橋梁等の計画的な維持・管理に努めます。
- 市域の核となる各拠点間の連携や隣接都市等とのアクセス性の向上を図ることで、人々の交流や安全性の向上を図り、暮らしやすく利便性の高いまちの実現を目指します。

(2) 道路整備に関する方針

① 主要幹線道路・幹線道路等

- 北部九州一帯の広域的な地域構成を支える基盤として、地域高規格道路「中津日田道路」の建設を推進します。
- 市内の各地域や周辺自治体、隣接する福岡県や熊本県との交流を促進するため、国道・県道・市道等の主要な幹線道路の整備を促進します。
- 各地域に点在する地域拠点と中心拠点との連携や観光交流拠点を形成する観光施設等へのアクセス性の向上のため、安全性の高い効率的な連絡道路の整備を推進するとともに、産業や観光の促進を支援する広域的な道路ネットワークの構築を目指します。

② 都市計画道路

- 都市計画道路については、広域的な幹線道路の整備に加え、市街地環境の向上に有効な補助幹線道路の整備を展開し、地域的なバランスと沿道の緑化や多機能な舗装等による快適な歩行者空間の創出に努めます。
また、将来の交通需要推計や社会経済状況の変化等に対応した都市計画道路の見直しを行います。
- 広域的な移動手段の確保や快適な街路空間を創出する観点から「広域的な幹線軸の形成」等に影響する路線や、交通需要に対応した交通混雑改善効果が高い路線の優先的な整備を促進します。



▽ 優先的整備を図る路線

(都) 城町高瀬線、(都) 丸山五和線、(都) 上野三和線、(都) 平和通り線、(都) 友田大原公園線

(3) 公共交通に関する方針

① 鉄 道

- 鉄道は本市と沿線都市を結びつける重要な公共交通機関であることから、駐車場・駐輪場等の管理や利便性の向上等、交通結節点として機能の維持に努めます。

② バ ス

- 身近な市民の交通手段となる公共輸送機関として位置づけるとともに、利便性の高いネットワークの形成や鉄道等との乗り継ぎ、運行路線・運行回数の充実を推進します。
- 交通空白地域の解消や持続可能な公共交通体系の構築のため、住民や関係機関との調整を図りつつ、地域の実情に応じた公共交通サービスの充実を推進します。



③ 駅前広場

- 鉄道との交通結節機能と利便性の向上を図るため、市内に点在する各鉄道駅の駅前広場や駅利用者のための駐車場・駐輪場等の維持・管理に努めます。

(4) 安全・安心に関する方針

① 駐車場、駐輪場

- 歴史的・文化的資源を有する観光地を形成している地区については、周辺居住環境を守りつつ、駐車場の効率的な配置やゆとりある駐車スペースの確保に努めます。
- 市街地の整備に際しては、周辺の土地利用現況を勘案し、駐車スペースの整備に努めます。

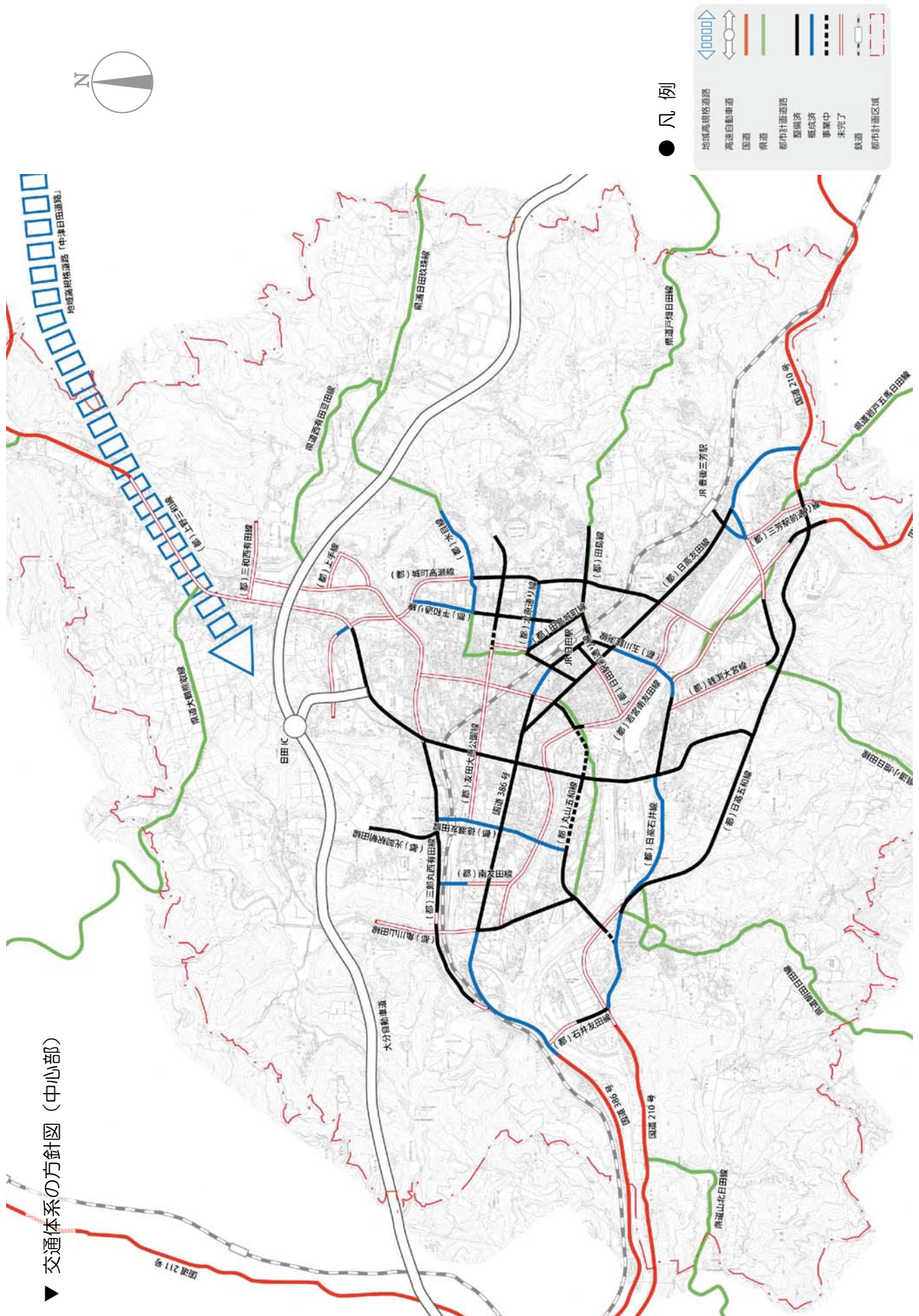
② 歩行者自転車道

- 安全で快適な市街地環境の形成や『水郷ひた』のイメージ形成、公園整備の効率性の向上等を推進していくため、日田市の歴史・文化・景観を代表する河川・公園緑地・観光地等を結ぶ歩行者自転車ネットワークの形成に努めます。
- ネットワーク形成を行うにあたり、河川堤防、幹線道路の歩道等の改修による歩行空間の創出等、既存の公共空間の積極的な有効利用と効率的な整備を推進します。
- 誰もが快適に利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間整備を推進します。

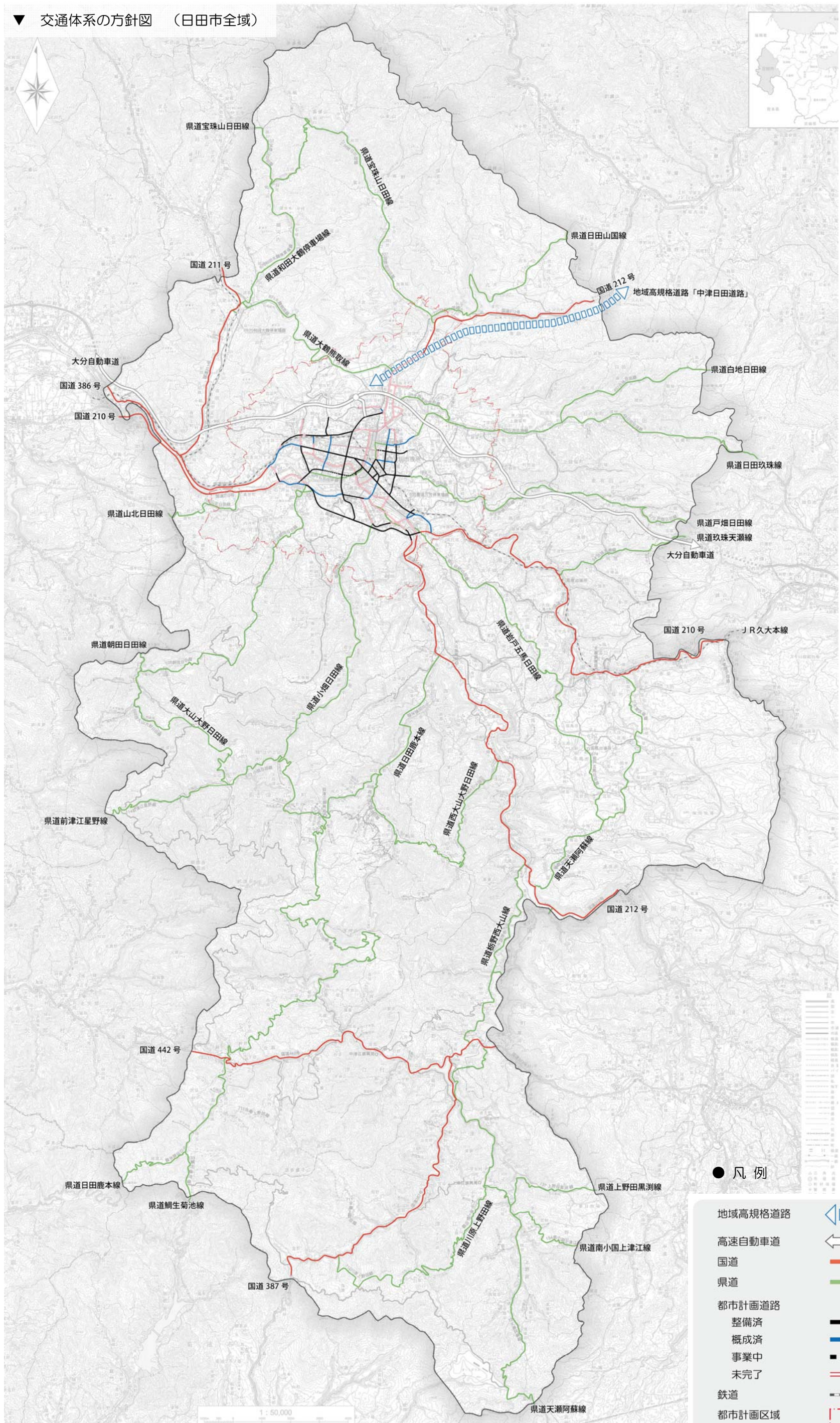
③ 密集市街地

- 木造密集市街地を形成し、歴史的環境の保全が必要な地区においては、防災機能及び地区を通過する狭隘な道路の機能の向上に努めます。





▼ 交通体系の方針図 (日田市全域)



3. 公園緑地の方針

(1) 基本的な考え方

① 自然環境の保全

- 山林と河川に代表される本市の自然的環境については、市街地や集落地に潤いを与えるとともに特色ある景観が特徴的であり、多様な機能を有していることから、健全な市民生活を実現する中で効果的な管理・保全と有効な活用を図ります。

② 公園の計画的な整備

- 憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となる身近な公園は、潤いある市街地や集落地を形成するとともに、交流促進や防災面からみても重要な施設であることから、多目的な活用方法も含めて、市における総合的な整備の方向性について検討します。



(2) 自然環境に関する方針

① 山林緑地

- 用途地域内における山林緑地は、都市公園や都市緑地等としての保全に努めます。
- 良好な景観を形成している市街地近くの斜面緑地や住宅地周辺の山林緑地等は、その風致を維持するため、適正な保全に努めます。
- その他の山林は、基本的に開発を抑制し、交通条件や地形条件を勘案しながら、公園または緑地として保全・整備を推進します。
- 生物多様性や水源涵養等の多様な機能をもつ森林は「日田市森林整備計画」や「第2次日田市環境基本計画」等の関連計画との整合を図りながら、適正な保全に努めます。

② 河川

- 「水郷ひた」に象徴される河川については、水質と生態系の保全に配慮します。また、快適な都市環境を実現するため、河川機能を阻害しない範囲で防災面にも配慮しながら、親水空間としての活用を努めます。



③ 農業生産地

- 農用地は、基幹産業である農業の生産性を支えるための基盤であるとともに、良好な田園景観を創出する景観資源でもあるため、原則として開発を抑制し、保全を推進します。
- 用途地域内の農用地において、都市的土地利用への転換を図る際には、保水機能の確保や市民の身近な緑地を確保する観点から、一定規模を保全するよう誘導します。

(3) 都市公園に関する方針

① 都市計画公園の適正配置

- 日常生活に欠かせない住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）は、地域の人口の規模や誘致距離等を考慮しながら、関係機関や地域住民との調整を踏まえて適正な配置を検討します。
- 全市民を利用対象とする都市基幹公園（総合公園・運動公園）は、レクリエーション活動やスポーツ振興等の拠点となることから、まち全体の自然的・社会的条件を勘案し、関係機関や地域住民との調整を図りながら配置・整備に努めます。

② 公園・緑地のネットワーク化

- 市域における公園配置の偏りや個々の公園では不足する機能を補完するため、歩行者自転車ネットワーク整備との連携を図りながら、公園緑地のネットワーク化を推進します。
- 広域的な利用が見込まれる都市基幹公園は、関係機関と調整を図りながら連絡道路の整備や周辺におけるサイン整備などを推進します。

③ 公園・緑地の整備

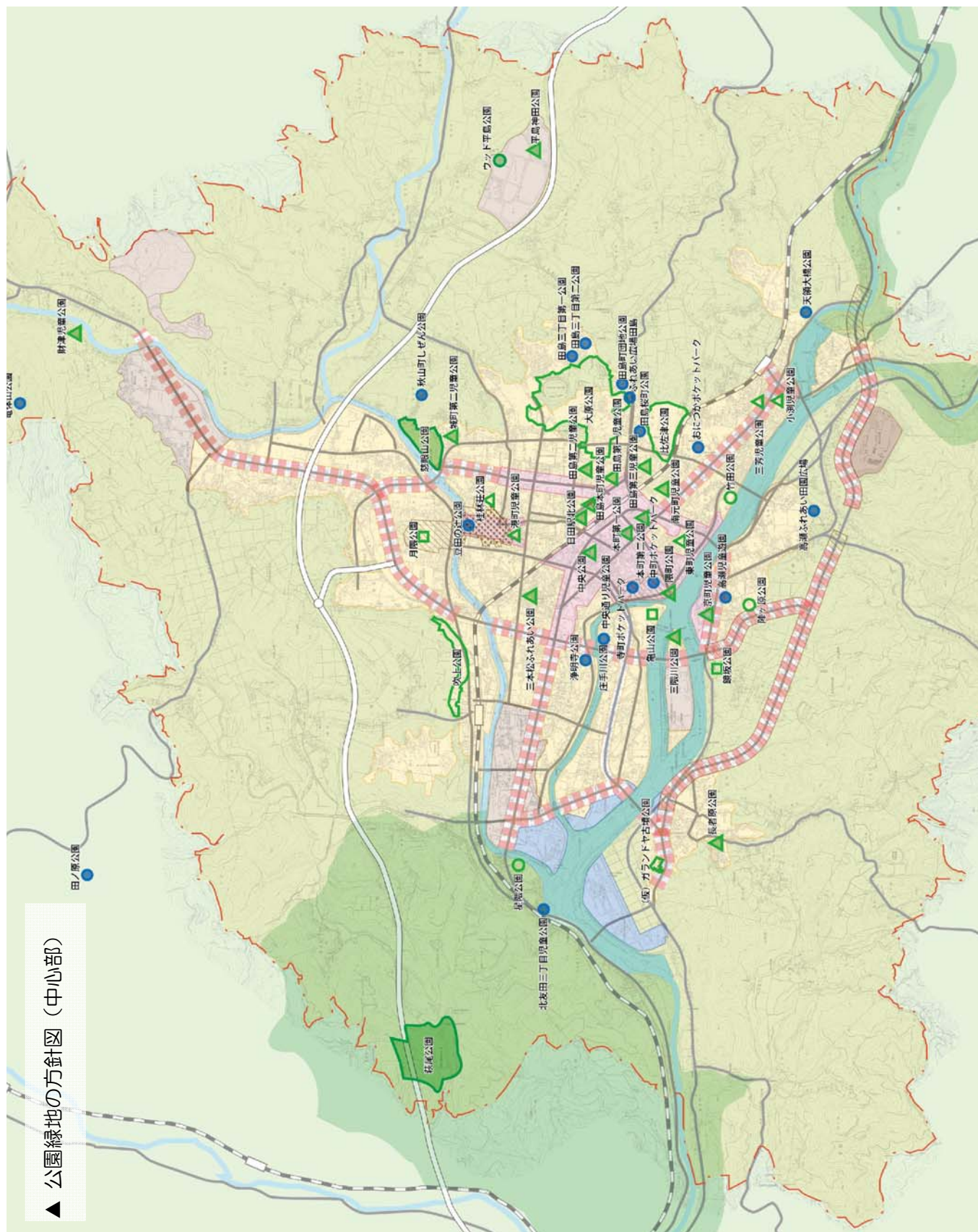
- 都市計画公園の配置バランスや地域のニーズ、土地利用状況や未整備・未着手の現況を踏まえて、関係機関や地域住民との調整を図りながら、計画・整備の見直しを検討します。
- 住区基幹公園の整備については、斜面緑地や史跡等も含めた適切な維持・管理に努めます。
- 借地公園制度や地区計画等の活用により、市街地との一体的な整備を図るため、計画的な公園整備を推進します。
- 用途地域外においては、集落内広場等を活用した効率的な公園整備や山林緑地等を活用した自然公園の整備等、多様な形態による公園の整備に努めます。
- 避難場所や防災拠点・火災延焼の遮断・災害時の仮設住宅の設置等、災害発生時に必要な機能を確保するため、公園のほかオープンスペース等の整備を推進します。



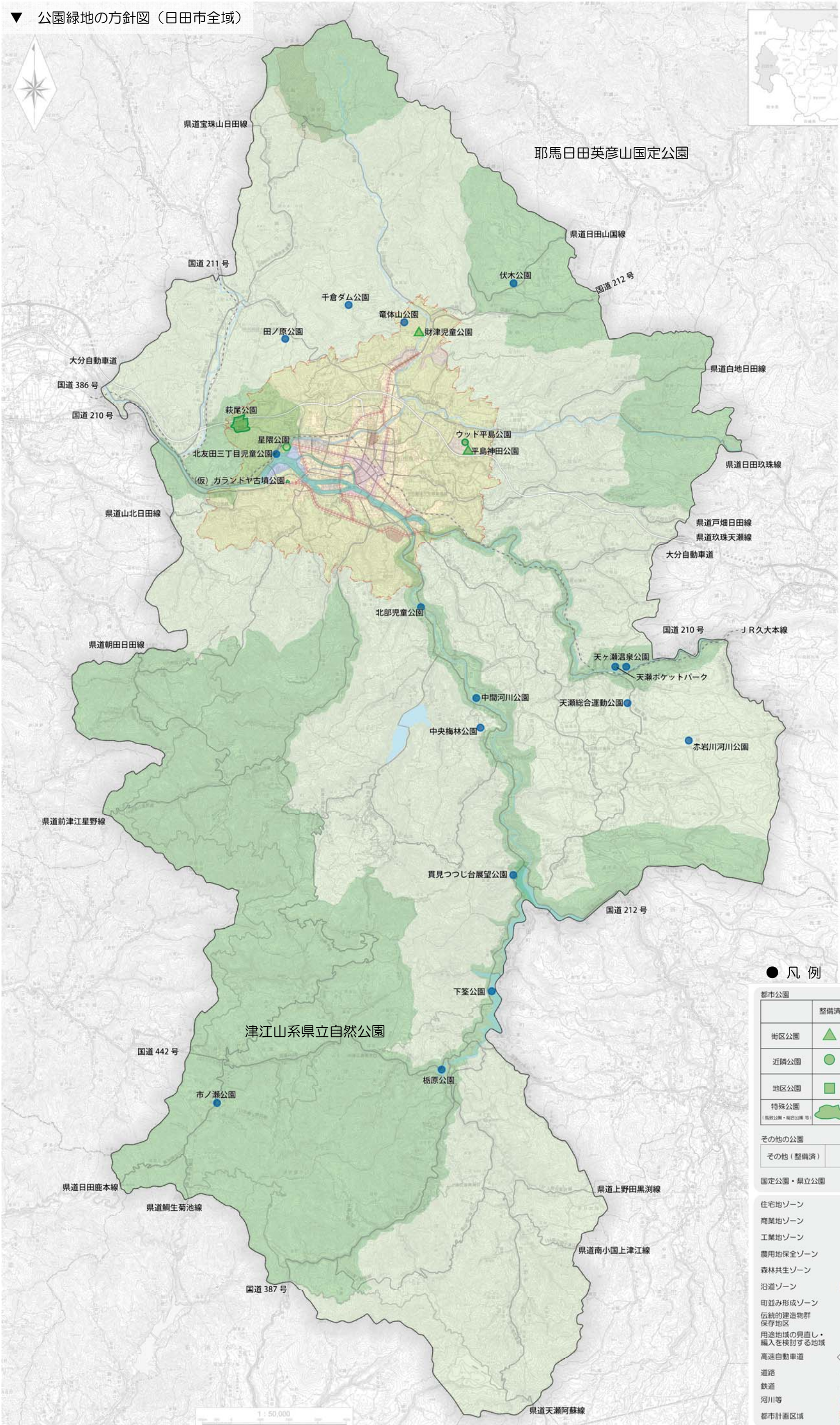
▲公園緑地の方針図（中心部）



● 凡例



▼ 公園緑地の方針図（日田市全域）



4. 都市施設の方針

(1) 基本的な考え方

① 適切な維持・管理

- 上水道は、市民が健康で文化的な生活を営むために最も重要な生活機能であり、下水道は河川等への汚水流入による汚濁防止機能等を担うことから、基幹的な都市施設として計画的な整備を図ります。
- 「水郷ひた」を象徴する河川は、治水機能の向上と適正な維持・管理による保全に努めます。

② 利用者を考慮した整備

- 公営住宅や情報通信基盤、社会福祉施設等は、利用者のニーズにも配慮した計画的な整備及び適切な維持・管理に努めます。



(2) 上下水道に関する方針

① 水道

- 安全で良質な水道水を安定して供給できるよう、水源施設や水道供給施設の計画的な整備及び維持・管理に努めます。
- 水道未普及地域においては、補助制度を活用した給水施設の整備を推進します。

② 下水道

- 生活排水処理基本構想に基づき、汚水の未整備区域の整備を推進するとともに、排水機能の向上を目的とした雨水幹線等の計画的な整備に努めます。
- 既存施設等の老朽化が懸念されることから、効率的・計画的な維持・管理とライフサイクルコストを意識した長寿命化対策を推進します。
- 公共下水道や農業集落排水施設、特定環境保全公共下水道以外の区域については、合併処理浄化槽の整備・普及を推進します。



(3) 河川等に関する方針

- 市域を縦横断している河川は、治水の対象だけではなく、利水機能や親水機能の向上に努めていくため、計画的な改修や維持・管理を踏まえた環境整備を推進します。
- 河川空間の有効活用により、地域内外の人々との交流や防災面での機能向上に努めます。
- 国直轄河川及び県管理河川は、河川改修事業及び災害復旧等により逐次整備されつつありますが、今後とも計画に即した事業の促進を働きかけていきます。また、市管理河川は、計画的な維持・管理に努めます。
- 水環境に対する愛護意識等の啓発を行うことにより、各家庭から排出される生活雑排水の適正処理に対する取り組みや、市民一人ひとりが取り組める活動を推進します。

(4) 公営住宅等に関する方針

- 社会経済状況の変化や入居者ニーズを的確に把握し、効率性・利便性の向上と公共の福祉に配慮するため、居住環境の整備と計画的な改修による適切な維持・管理及び既存ストックの活用に努めます。

(5) ごみ・し尿処理施設等に関する方針

- 社会経済状況の変化に伴う生活様式の多様化や生活利便性の向上によるごみの質の変化、経年等による処理施設の老朽化等に対応していくため、日田市清掃センター・日田市バイオマス資源化センター・日田市環境衛生センター等のごみ・し尿処理施設等は計画的な維持・管理と更新に努めます。



(6) 情報通信基盤に関する方針

- テレビ放送難視聴地域の解消やインターネット等のブロードバンド環境の構築に寄与するケーブルテレビ網については、適切な維持・管理と計画的な更新に努めます。
- 日常生活に重要な役割を果たしている携帯電話等のサービス不感地域の解消について、アンテナを設置する事業者との連携を図り、整備を推進します。

(7) 社会福祉施設等に関する方針

- 保育所や保健福祉施設等の社会福祉施設については、核家族化や少子高齢化等による社会構成の変化を考慮しながら、計画的な維持・管理に努めます。
- 既存の社会福祉施設などについては、利用者の安全性向上を図るため、老朽化対策を講じながら、適切な維持・管理に努めます。



5. 景観の方針

(1) 基本的な考え方

① 景観まちづくり

- 本市の特徴的な景観である河川や山林緑地は、私たちに潤いや安らぎ与えてくれるものであり、古い町並みや史跡・名勝等の歴史的・文化的な景観は地域の魅力を高めている貴重な資源であることから、地域の特性に応じた景観まちづくりを目指します。

② 周辺景観との調和

- 幹線道路や都市計画道路等の整備の際には、通過する地区の景観特性を考慮しつつ、背景となる山なみ景観の阻害とならないよう、周辺との調和に配慮した景観形成に努めます。



(2) 市街地景観に関する方針

① 景観形成重点地区

- 古い町並みが残る豆田地区や隈地区、窯業や農業等の生業が継承されている小鹿田焼の里地区、幹線道路の沿道景観の保全を目的とした日田バイパス周辺地区は「日田市景観計画」に基づき、重点的に良好な景観の形成に取り組みます。

② 市街地景観

- 市民の憩いの場であり、印象的な景観を有している日隈（亀山公園）、月隈（月隈公園）、星隈（星隈公園）の日田三丘は、適切な維持・管理を推進し、景観の保全に努めます。
- 都市計画道路の整備・改良にあたっては、舗装の高機能化や植栽による緑化、電線地中化、ストリートファニチャーの設置等を必要に応じて検討し、良好な景観の形成に努めます。
- 大規模建築物等の建築・修景においては、背景となる山なみ景観等を阻害しないように規模や色彩、形状等に配慮した景観形成・修景を推進します。

③ 幹線道路等の沿道景観

- 都市の骨格を形成する幹線道路沿いは、屋外広告物や大規模建築物等の適切な景観の誘導による沿道環境を保全することで、良好な景観の創出に努めます。

沿道景観のイメージ



(3) 自然景観に関する方針

④ 河川景観

- 河川や水路等では、橋梁や護岸の修景及び河川緑道の整備、親水空間の創造等による河川と沿岸地域の一体感のある空間づくりを推進し、“水郷ひた”の景観にふさわしい良好な河川・水路景観の形成に努めます。

⑤ 山林緑地景観

- 日田市の約8割を占める山林緑地は、間伐等の適切な維持・管理を促進し、良好な山なみ景観の維持・保全に努めます。また、市街地周辺の農用地や山林緑地の都市的土地利用への転換にあたっては、周辺の景観との調和を誘導します。

6. 防災の方針

(1) 基本的な考え方

① 災害に強いまちづくり

- 災害発生時の被害を最小限に抑制するための取り組みや『日田市地域防災計画』との連携を図るとともに、市民防災意識を高める自主的な活動を推進することで、災害に強いまちづくりを目指します。



(2) 各種災害に対する方針

① 治水対策

- これまでに経験したことのない大雨や短時間で集中的に降ることによって突発的な災害を引き起こす豪雨等に対処していくため、国や県の整備計画等に即した河川改修や既存施設の計画的な維持・管理を推進するとともに雨水幹線等の計画的な整備による治水対策に努めます。



② 緊急輸送路・避難路

- 避難場所までの安全な誘導を図るため、道路・トンネル・橋梁の整備や維持・管理により災害発生時における避難路の確保に努めます。
- 災害発生時の救助活動や物資支援を円滑に行うため、緊急輸送路として位置づけられた道路の沿道建築物については耐震調査を推進し、必要に応じて建築物の耐震化や耐震改修を促進することで、緊急活動空間の確保に努めます。
- 山間の集落地では、避難路の遮断等による孤立を防ぐため、学校等のオープンスペースを活用した災害救助活動のための施設整備を推進します。

③ 避難場所・防災拠点

- 災害時の活動を円滑に行うため、都市計画公園や公共施設、学校等のオープンスペースを活用した避難場所及び災害救助活動のための空間整備に努めます。
- 避難場所として指定された施設のうち、安全性に問題のあるものについては、耐震化等の防災対策を促進し、避難場所としての機能強化に努めます。



④ ライフライン

- 災害時における飲料水や適切な排水処理機能の早期復旧に寄与するため、上下水道施設の計画的な更新や適切な維持・管理を図り、施設の防災機能の向上に努めます。
- 電気やその他のライフラインについては、関係機関と調整しながら、施設の安全性確保に努めます。

⑤ 延焼遮断帯の活用

- 市街地において幹線道路や公園の整備等の都市施設を整備する際には、火災発生時の延焼遮断機能を考慮した整備に努めます。

⑥ 密集市街地等の防災対策

- 歴史的な町並みを保全する地区や古い木造住宅が建ち並ぶ地域では、個々の家屋の防災性能の向上や、防火水槽又は植栽による町の防火単位の形成、自主防災組織による活動の活性化等の多様な取り組みにより、安全・安心な市街地形成を促進します。

⑦ 災害危険箇所の防災対策

- 急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等の災害発生が懸念される区域は、砂防事業等の推進及び啓発活動により、災害危険の解消に向けた取り組みを推進します。

⑧ 空き家等の対策

- 商業施設の閉店や後継者の移住等により発生した管理が不十分な空き家等は、経年による崩壊や管理者の不在による不法占用等が懸念されるため、安全性や防犯の観点から所有者等に対する指導・助言及び関係機関との連携による課題の解消に努めます。

(3) 防災対策等に関する方針

① 災害に対する知識の普及

- 災害時の行動指針等について市民への周知を図るため、災害ハザードマップの配布や自治活動、教育の場における広報活動等により、災害に対する知識の普及に努めます。

② 情報・通信連絡体制の確立

- 災害対策本部等の連絡システムを確立するとともに、衛星通信や携帯電話・インターネット等を活用した連絡方法を取り入れる等、通信技術の発達や普及状況に対応した連絡体制を検討します。

③ 調査研究のための情報収集

- 気象変動や社会情勢の変化、防災技術の進歩等に対応するため、都市防災に関する調査研究について情報収集を行い、必要に応じて施策への反映に努めます。

7. その他の方針

(1) 基本的な考え方

① 活性化に向けた支援策

- 市民生活や産業等の活性化に向けた各種支援策を推進します。

(2) 支援策等に関する方針

① 農林業の活性化支援

- 都市施設の整備・更新等における地域材の活用や、販路拡大及び流通ルートの確保、後継者育成等、農林業の活性化を支援するための施策を推進します。

② 地域コミュニティの活性化支援

- 地域活動の場として学校跡地等の都市施設の活用を検討するとともに、伝統行事等の継承や保存、後継者の育成等に対する支援を推進します。
- 各種広報媒体を活用した効果的な周知・広報により地域活動への参加を促進する等、地域コミュニティの活性化に向けた支援策を推進します。



本章では、市全域のまちづくりの方向性を示した全体構想をもとに、地域の課題や特性等を考慮しながらより身近な計画とするため、市域を20地区に区分した上で地区別の方向性を定めます。

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 位置づけと役割
3. 見直しの背景

第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系
2. 将来のあるべき都市像
3. まちの課題と市民の意向
4. まちづくりの基本針

第3章 全 体 構 想

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の方針
3. 公園緑地の方針
4. 都市施設の方針
5. 景 観 の 方 針
6. 防 災 の 方 針
7. そ の 他 の 方 針

第4章 地 区 別 構 想

1. 地区分けの設定
2. 地区別構想（20地区）

第5章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり
2. マスタープランの見直し

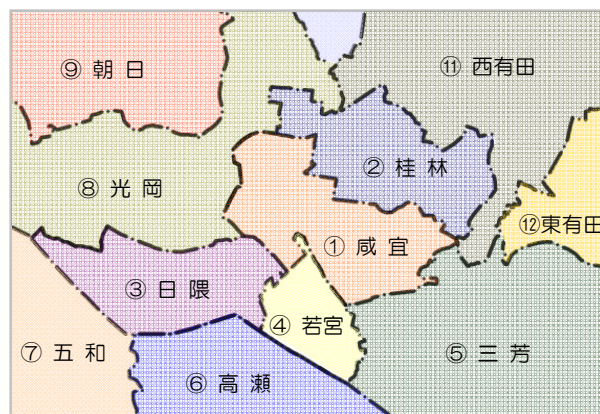
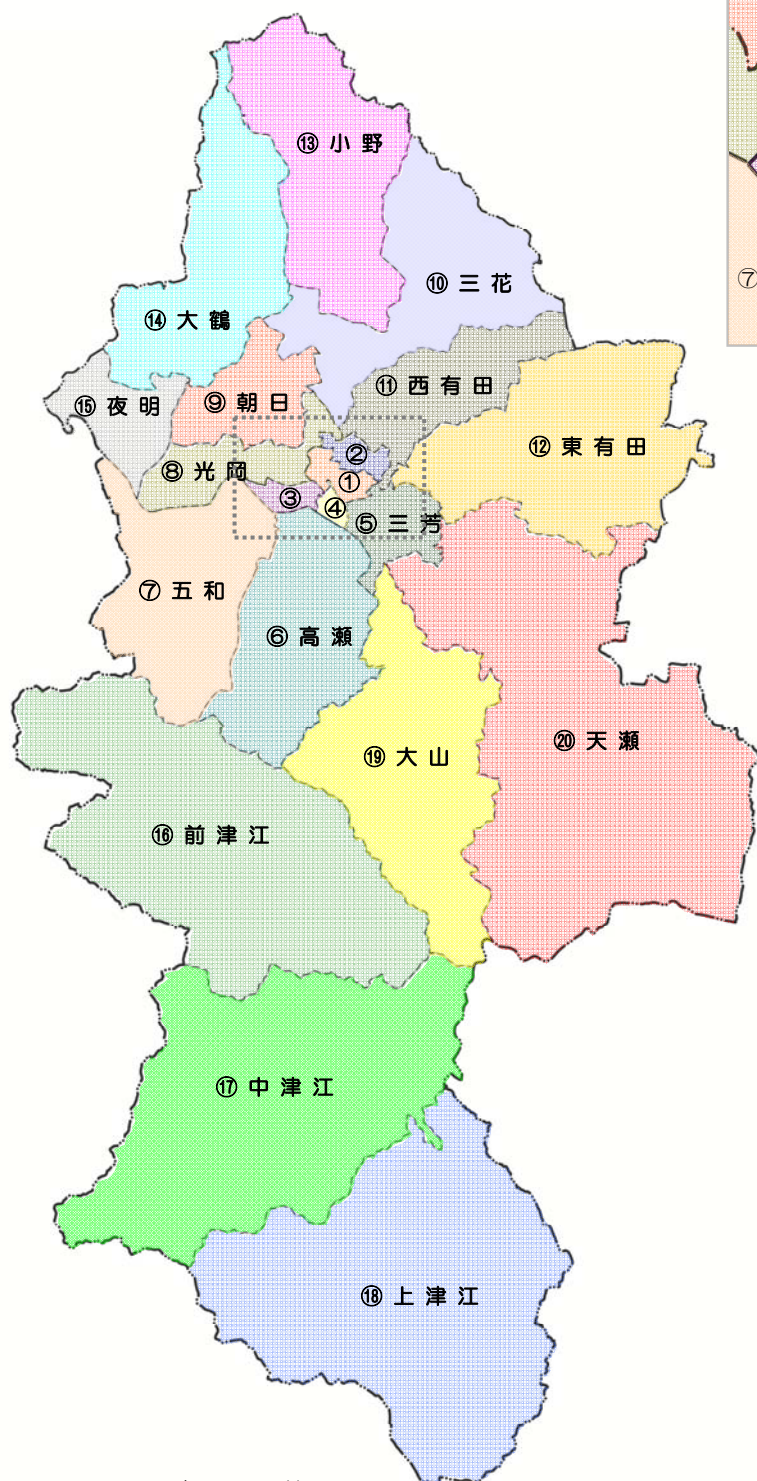
資 料 編

- ① 計画の見直し体制について
- ② 見直しの経過について
- ③ 見直し検討委員会について

▲ 都市計画マスタープランの構成

1. 地区分けの設定

地区別構想は日常生活における一定のまとまりの意識を考慮した地区割り設定とするため、以下の20地区に区分します。



- ① 咸 宜 地 区
- ② 桂 林 地 区
- ③ 日 隈 地 区
- ④ 若 宮 地 区
- ⑤ 三 芳 地 区
- ⑥ 高 瀬 地 区
- ⑦ 五 和 地 区
- ⑧ 光 岡 地 区
- ⑨ 朝 日 地 区
- ⑩ 三 花 地 区
- ⑪ 西 有 田 地 区
- ⑫ 東 有 田 地 区
- ⑬ 小 野 地 区
- ⑭ 大 鶴 地 区
- ⑮ 夜 明 地 区
- ⑯ 前 津 江 地 区
- ⑰ 中 津 江 地 区
- ⑱ 上 津 江 地 区
- ⑲ 大 山 地 区
- ⑳ 天 瀬 地 区

▲ 20地区の区分図

本章では、市民・事業主等・行政がそれぞれの役割を認識しながら一体的に取り組み、将来の都市像を実現していくための方向性を示します。

第 1 章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 位置づけと役割
3. 見直しの背景

第 2 章 まちづくりの目標

1. 計画の体系
2. 将来のあるべき都市像
3. まちの課題と市民の意向
4. まちづくりの基本針

第 3 章 全体構想

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の方針
3. 公園緑地の方針
4. 都市施設の方針
5. 景 観 の 方 針
6. 防 災 の 方 針
7. そ の 他 の 方 針

第 4 章 地区別構想

1. 地区分けの設定
2. 地区別構想（20地区）

第 5 章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり
2. マスタープランの見直し

資 料 編

- ① 計画の見直し体制について
- ② 見直しの経過について
- ③ 見直し検討委員会について

▲ 都市計画マスタープランの構成



1. 協働によるまちづくり

(1) まちづくりの役割分担

都市の将来像を実現していくためには、市民や事業主等、行政が一体となって取り組み、協働を進めていくことが重要となることから、自らの役割を踏まえながら、まちづくりの目標や将来像のイメージをみんなで共有していく必要があります。

① 市民の役割

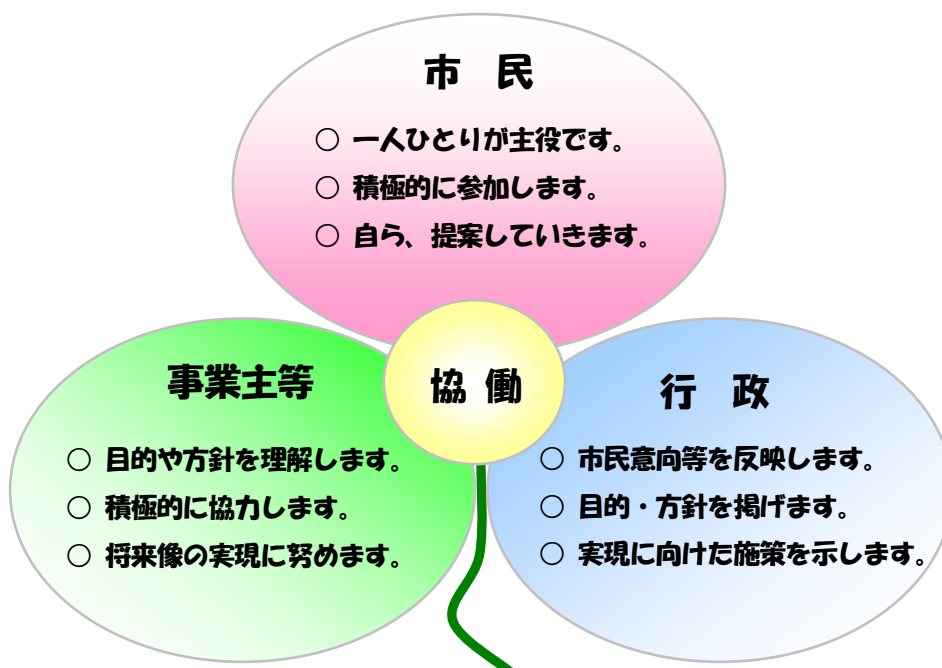
- 市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、日常生活や仕事をする場の環境改善及び保全を推進するため、都市計画・まちづくり活動に積極的に参加するものとします。
- 行政が進める都市計画に対して、市民自らが提案できる制度の理解と積極的な活用により、まちづくりへの参画を図るものとします。

② 事業者等の役割

- 事業者等は、まちづくりの目標や方向性を理解し、市民や行政等が推進するまちづくりに積極的に協力するとともに、自らも産業発展や経済活動を行ないながら、共有のイメージである都市の将来像の実現に努めます。

③ 行政の役割

- 市民の意向や意見を反映したまちづくりを進めていくために、将来の都市像の実現に向けた目標や方針を掲げ、それに基づく道路や公園等の都市施設に関する整備計画の策定や見直し等を行い、必要に応じて規制や誘導についても検討します。



(2) まちづくりの主体

都市の将来像を実現していくためには、行政だけでなく市民の皆さんや事業主の方々が、まちづくりを行っていく当事者である認識を持つことが重要であり、実現に向けた取り組みを行なう上で欠かせない条件でもあります。

① まちづくり活動への積極的な参加

- まちづくりは特定の人や世代が主として取り組むのではなく、幅広い世代が積極的に取り組んでいくことが必要です。特に、10年後20年後を担う若い世代が参加できる仕組みを構築していくことが重要となります。



② 情報の発信

- まちづくり活動への取り組みを促進するために、まちづくりに関する情報を積極的に発信していく必要があります。市民活動に関する情報の公開やまちづくり活動に対する支援策等、まちづくりへの関心を高める施策を検討します。
- 都市整備に関する基本的な方針を示す都市計画マスタープランを積極的に周知・広報していくため、パンフレットやホームページ等を活用しながらPRするとともに、各種のまちづくり事業等への情報提供を行ないます。

③ まちづくりに関する知識の普及

- まちづくり活動を具体的に進めていくには、専門的な知識や情報を必要とする場合もあることから、まちづくりに関する説明会や勉強会、専門家の派遣による講演会等による積極的な知識の普及に努めます。

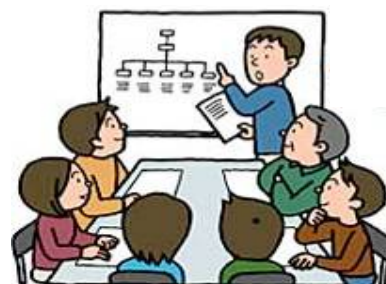


④ みんなで学ぶまちづくり

- 誰もが「安心して暮らしやすいまち」を作り上げていくためには、私たちが住んでいる町を“よく知る”ことが重要となります。特に、これからの時代を担う若い世代である高校生や中学生、小学生が自分たちの町の実情や課題等を学ぶことで、祖先が築き上げてきた町並みや歴史・文化を知り、愛着と誇り、自信を持つことができるきっかけとなることから、学校や地域活動の中で、みんなが学べる教育環境づくりの充実に努めます。

⑤ まちづくりに必要なルールづくり

- 快適で安全なよりよい居住環境を創り守っていくためには、一定のルールが必要となります。無秩序な土地利用などによって周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、都市計画法に基づく適正な土地利用誘導や規制について、皆さんの意見を頂きながら検討していきます。



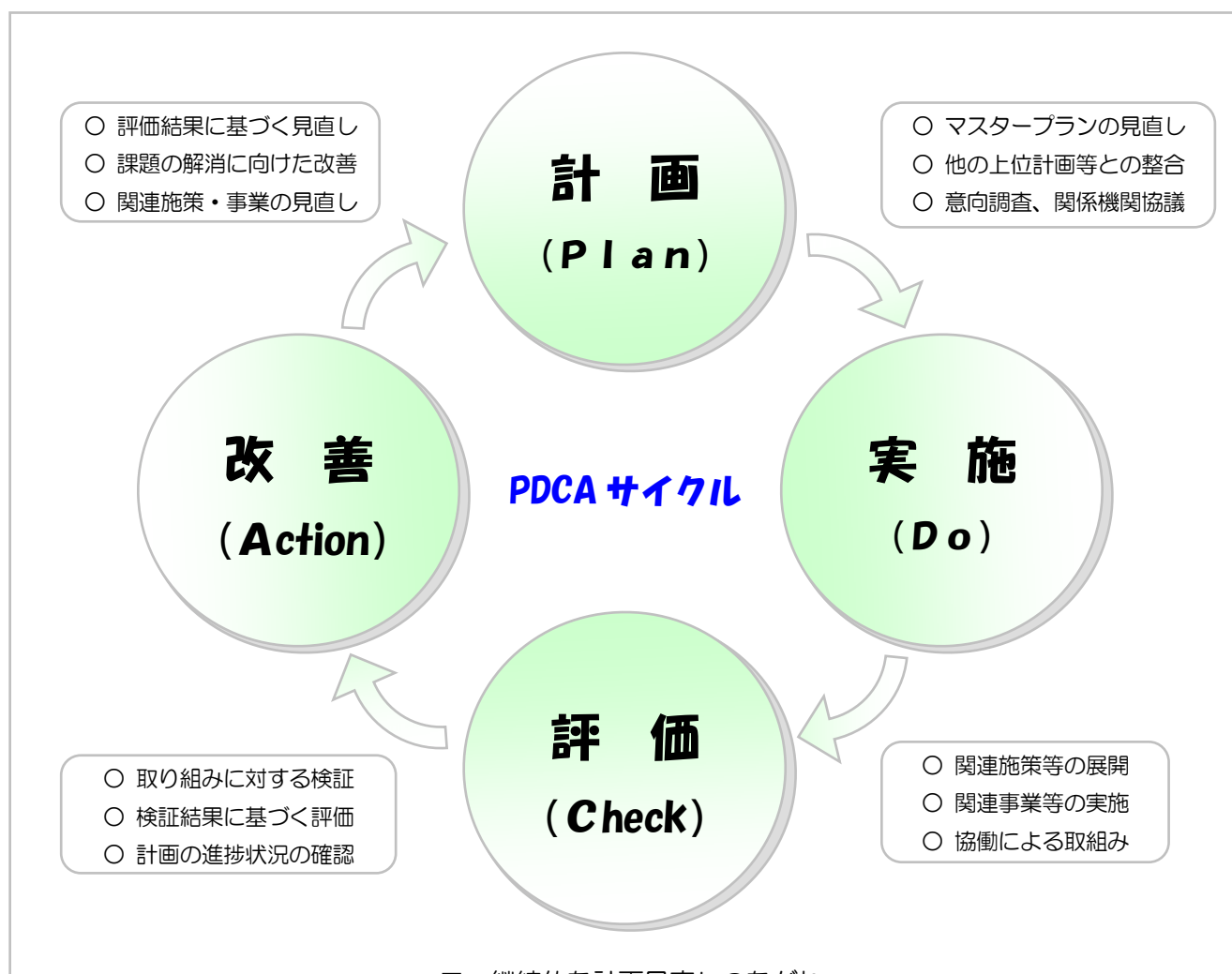
2. マスタープランの見直し

都市の整備方針である都市計画マスタープランで示した将来の都市像を実現していくためには、社会経済状況や上位計画等の動向を見ながら、定期的に計画内容を見直していくことが重要となります。

市域の骨格をなす主要な河川や道路等の計画・整備は、管理者である国や大分県等の関係部局との連携・協力を図り、総合的なまちづくりを推進します。

(1) 継続的な進捗管理

- 都市計画マスタープランは、約 20 年後の都市のあるべき姿を目標にした長期的な構想であることから、刻々と変化していく社会経済状況に柔軟に対応し、計画的な運用を図っていくため、PDCA サイクルによるマスタープランの進捗管理を行ないます。
- 計画の進捗管理を行なう中で、状況の変化等に伴い発生した課題を抽出し、改善に向けた対応策を検討します。さらに、課題に対する対応策の実施による効果を評価し、計画へのフィードバックや反映を行なうことで、継続的な改善や見直しにつなげます。



日田市都市計画マスタープランの見直しに際して実施した検討委員会や計画見直しの経過等について、参考資料を添付しています。

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 位置づけと役割
3. 見直しの背景

第2章 まちづくりの目標

1. 計画の体系
2. 将来のあるべき都市像
3. まちの課題と市民の意向
4. まちづくりの基本針

第3章 全体構想

1. 土地利用の方針
2. 交通体系の方針
3. 公園緑地の方針
4. 都市施設の方針
5. 景 観 の 方 針
6. 防 災 の 方 針
7. そ の 他 の 方 針

第4章 地区別構想

1. 地区分けの設定
2. 地区別構想（20地区）

第5章 これからの取り組み

1. 協働によるまちづくり
2. マスタープランの見直し

資 料 編

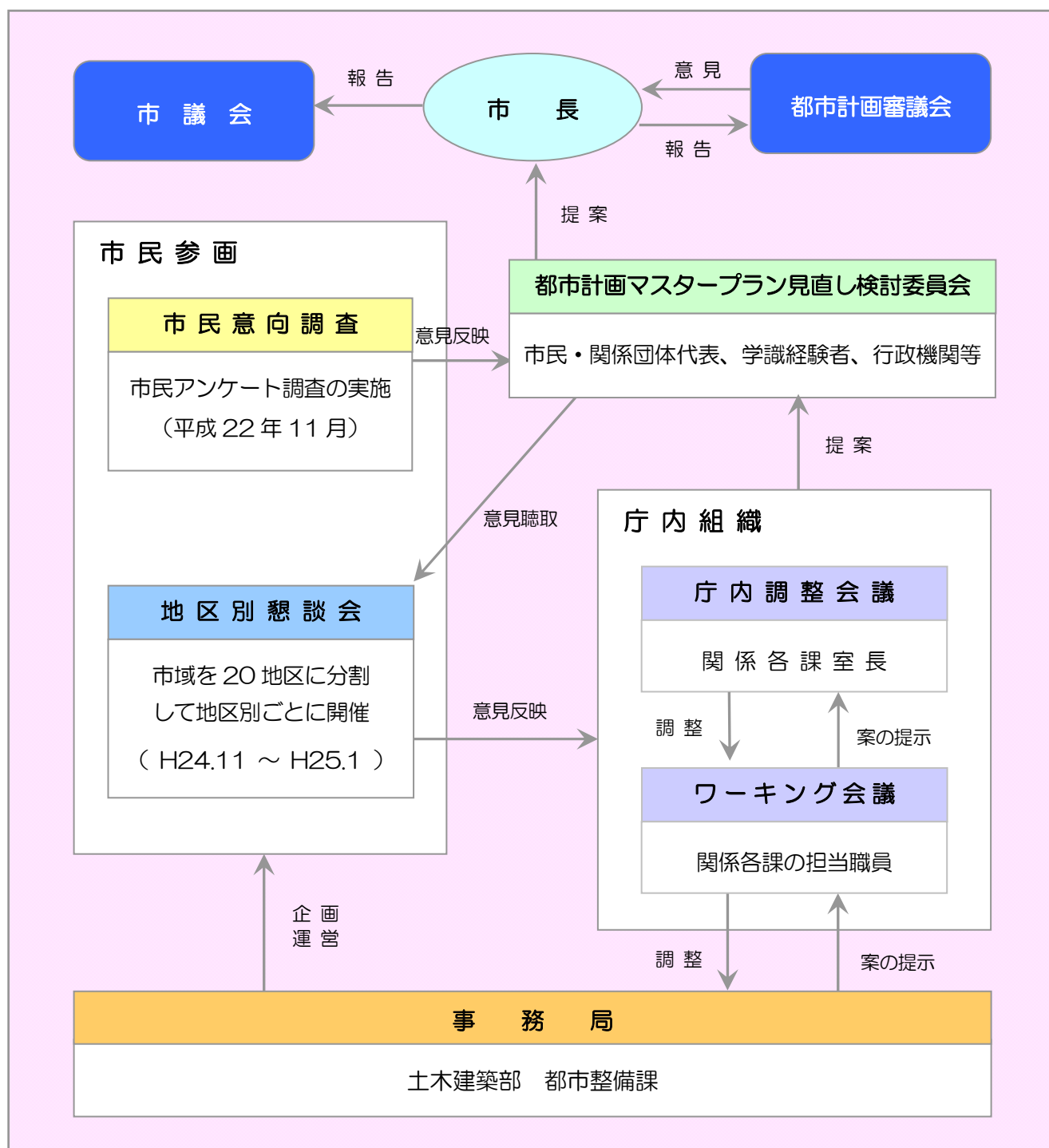
- ① 計画の見直し体制について
- ② 見直しの経過について
- ③ 見直し検討委員会について

▲ 都市計画マスタープランの構成

(1) 見直しの体制

平成8年3月に策定した当初計画の見直しについては、アンケートによる市民の意向を調査し、その結果をもとに“計画素案”を作成しました。また、市民の皆さんの意見をより多く反映していくために、さまざまな分野の方で構成した『見直し検討委員会』で内容の検討を行い、地区別懇談会の開催により計画素案に対する貴重なご意見を頂きながら、計画を見直しました。

見直した計画は、日田市都市計画審議会及び日田市議会に報告しました。



② 見直しの経過について

(1) 見直しに際して

平成 22 年度から平成 24 年までの 3 箇年計画で見直しを行いました。

計画の見直しに際しては『平成 24 年 7 月九州北部豪雨』による災害の経験を踏まえ、内容の修正や方向性の再検討を行い、見直し検討委員や地域の皆さんからの貴重なご意見を反映しながら見直しを進めました。

平成 22 年度

- H22.11.19 日田市都市計画マスタープランの見直しに関する市民意向調査の実施
 【調査者】 大分大学工学部 小林祐司准教授（小林研究室）
 ○ 調査対象：2,000 名
 ○ 回答数： 758 名・・・回答率：37.8%（P16 参照）
- H23. 1.27 日田市都市計画マスタープラン見直し業務の発注に関するプロポーザル審査
 【特定者】 株式会社 福山コンサルタント大分事務所
- H23. 2.1～ 日田市都市計画マスタープラン見直し業務の発注
 【受注者】 株式会社 福山コンサルタント大分事務所
 ○ 現況調査及び市民意向調査の結果のまとめ作業

平成 23 年度

- H23. 4.1～ 日田市都市計画マスタープラン見直し計画素案の作成開始
- H23.11.9 第 1 回 庁内調整会議：関係各課室長に対する説明とワーキング会議開催説明
- H23.11.22 第 1 回 ワーキング会議（都市構造グループ対象）：概要説明
- H23.11.24 第 1 回 ワーキング会議（都市施設グループ対象）：概要説明
- H23.12.15 第 2 回 ワーキング会議（合同開催）
 ○ 計画素案の内容説明及び意見の聴取
- H24.1.31 平成 23 年度 第 1 回 日田市都市計画審議会
 ○ 都市計画マスタープランの概要及び見直しスケジュールの説明
- H24.3.19 第 3 回 ワーキング会議（合同開催）
 ○ 計画素案内容の修正及び調整

平成 24 年度

- H24.4.27 日田市自治会連合会理事会において地区別懇談会の開催説明
- H24.5.8 **第 4 回 ワーキング会議**
○ 計画素案に対する意見聴取及び修正、スケジュールの確認
- H24.5.11 **平成 24 年度 第 1 回 日田市都市計画審議会**
○ 見直し検討委員会委員への就任依頼及び進捗状況説明
- H24.5.31 **第 1 回 政策会議**
○ 都市計画マスタープランの概要説明及び方向性の確認
- H24.7.3 平成 24 年 7 月九州北部豪雨 “これまでに経験したことのない大雨”
H24.7.14
- H24.8.1～ 豪雨災害を経験して、都市基盤や防災等に関する計画内容の再調整
- H24.8.17 **第 2 回 政策調整会議**
○ 都市計画マスタープランの方向性の再確認
- H24.8.30 **第 5 回 ワーキング会議**
○ 再検討した計画素案内容の再確認：各部内の調整
- H24.9.27 **第 1 回 日田市都市計画マスタープラン見直し検討委員会**
○ 委員長選出：大分大学工学部 小林祐司准教授
○ 計画内容の概要説明及び見直しスケジュールの確認
- H24.11.14 三芳地区 地区別懇談会 （三芳公民館）
- H24.11.15 小野地区 地区別懇談会 （小野振興センター）
- H24.11.22 **第 2 回 日田市都市計画マスタープラン見直し検討委員会**
○ 第 1 回見直し検討委員会での意見反映及び修正内容の確認
○ 第 1 章、第 2 章都市将来像及び基本方針の説明及び内容及び意見聴取
○ 地区別懇談会の開催報告
- H24.11.27 三花地区 地区別懇談会（三花公民館）
- H24.11.29 朝日地区 地区別懇談会（朝日公民館）
- H24.11.30 光岡地区 地区別懇談会（光岡公民館）
- H24.12.6 五和地区 地区別懇談会（五和振興センター）
- H24.12.7 若宮地区 地区別懇談会（若宮公民館）



見直し検討委員会の様子

H24.12.13 上津江地区、前津江地区 地区別懇談会（上津江振興局、前津江公民館）

H24.12.18 高瀬地区 地区別懇談会（高瀬林業センター）

H24.12.19 夜明地区 地区別懇談会（夜明振興センター）

H25.1.16 西有田地区 地区別懇談会（西有田公民館）

H25.1.17 天瀬地区 地区別懇談会（天瀬公民館）

H25.1.17～
H25.2.15 パブリックコメントの実施

H25.1.18 大鶴地区 地区別懇談会（大鶴振興センター）

H25.1.21 東有田地区 地区別懇談会（東有田振興センター）

H25.1.22 日隈地区 地区別懇談会（日隈公民館）

H25.1.23 大山地区 地区別懇談会（大山振興局）

H25.1.24 中津江地区 地区別懇談会（中津江振興局）

H25.1.25 咸宜地区・桂林地区 地区別懇談会（咸宜公民館）

H25.1.28 **第3回 日田市都市計画マスタープラン見直し検討委員会**

- 第2回見直し検討委員会での意見反映及び修正内容の確認
- 第3章全体構想及び第5章これからの取り組みの説明及び意見聴取
- 地区別懇談会の開催報告

H25.2.1 **第6回 ワーキング会議**

- 見直し検討委員会及び地区別懇談会での意見反映による計画内容の再確認：各部内再確認

H25.2.22 **第4回 日田市都市計画マスタープラン見直し検討委員会**

- 第3回見直し検討委員会での意見反映及び修正内容確認
- 計画原案の承認

H25.2.22 **平成24年度 第2回 日田市都市計画審議会**

- 日田市都市計画マスタープラン改訂の報告
- 今後の方向性について

H25.2.26 **第6回 政策会議**

- 計画見直しの経過報告
- 見直し原案の最終確認

H25.3.14 平成25年 第1回 日田市議会定例会 建設委員会へ報告

H25.4.1～ 日田市都市計画マスタープラン（改訂版）について広報掲載により市民周知



地区別懇談会の様子



日田市都市計画審議会の様子



③ 見直し検討委員会について

(1) 見直し検討委員会設置要綱について

日田市都市計画マスタープラン見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2規定に基づき、日田市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を見直すために必要な検討を行うことを目的として、日田市都市計画マスタープラン見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 都市計画マスタープランの見直しに関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は20名以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民代表
- (4) 行政職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、日田市都市計画マスタープランの見直しが終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認める時は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会の公開又は非公開は、委員長が委員会に諮って決定する。

- 2 前項の規定に基づき、委員会を非公開にする場合は、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、委員会の目的が達成できないおそれがある場合とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、土木建築部都市整備課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月27日から施行する。

(2) 見直し検討委員名簿について

名 称			氏 名	所 属	備 考
1号委員	学識経験を有するもの	1	梅 木 哲	弁護士	副委員長
		2	高 山 英 彦	日田商工会議所 会頭	
		3	小 山 一 善	日田市農業委員会 会長	
		4	古 田 京 太 郎	日田市環境審議会 会長	
		5	野 村 晋 二	(社)大分県建築士事務所協会	
		6	小 林 祐 司	大分大学 工学部 福祉環境工学科 准教授	委員長
2号委員	市議会議員	7	溝 口 千 壽	日田市議会議員 副議長	
		8	吉 田 恒 光	日田市議会議員	
		9	坂 本 盛 男	日田市議会議員	
		10	田 邊 徳 子	日田市議会議員	
		11	岩 見 泉 哉	日田市議会議員	
3号委員	市民代表	12	岩 里 諫 夫	日田市自治会連合会 会長	
		13	梶 原 償 子	日田市女性団体連絡協議会 会長	
		14	末 竹 快 健	(社)日田青年会議所 理事長	
		15	澤 熊 祐 子	(社)大分県建築士会 日田支部	
4号委員	国土交通省	16	手 島 幹 博	九州地方整備局 大分河川国道事務所 日田出張所長	
	大分県	17	青 木 正 年	大分県西部振興局長	
		18	伊 藤 義 明	大分県日田土木事務所長	
	日田市	19	石 松 雅 彰	日田市副市長	
事務局	土木建築部	20	貞 清 唯 行	土木建築部長	
		21	森 山 康 夫	都市整備課長	
		22	小 埜 英 郎	都市整備課 都市計画係長	
		23	宮 木 哲 也	都市整備課 都市計画係 副主幹	
		24	田 中 大 輔	都市整備課 都市計画係 主査	

日田市都市計画マスタープラン

編集／発行 日田市 土木建築部 都市整備課

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL 0973-22-8217 FAX 0973-22-8247

メールアドレス toshi@city.hita.oita.jp